

白川町地域防災計画

(参考資料)

令和8年3月

白川町防災会議

白川町地域防災計画 参考資料 目次

1	<u>白川町の地勢と災害の概要</u>	1
1-1	<u>人口及び世帯数の推移</u>	1
1-2	<u>交通</u>	1
1-3	<u>治山事業</u>	2
1-4	<u>過去の災害発生状況</u>	3
1-5	<u>地震災害の被害想定</u>	6
2	<u>防災関係機関に関する資料</u>	8
2-1	<u>町</u>	8
2-2	<u>消防機関</u>	8
2-3	<u>県の機関</u>	8
2-4	<u>指定地方行政機関</u>	8
2-5	<u>自衛隊</u>	8
2-6	<u>指定公共機関</u>	9
2-7	<u>指定地方公共機関</u>	9
2-8	<u>病院</u>	9
2-9	<u>公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</u>	9
3	<u>災害危険区域に関する資料</u>	10
3-1	<u>土砂災害（特別）警戒区域</u>	10
3-2	<u>白川町内の土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設</u>	22
3-3	<u>一級河川</u>	23
4	<u>消防に関する資料</u>	24
4-1	<u>白川町消防団組織</u>	24
4-2	<u>林野火災対策用資器材一覧</u>	28
4-3	<u>自主防災組織</u>	28
4-4	<u>町内の重要水防箇所</u>	30
4-5	<u>消防信号</u>	31
4-6	<u>危険物取扱い施設一覧</u>	32
4-7	<u>防災事業</u>	32
5	<u>災害対策本部に関する資料</u>	33
5-1	<u>腕章様式</u>	33
5-2	<u>標旗様式</u>	33
6	<u>通信に関する資料（白川町防災行政無線局）</u>	34
6-1	<u>同報無線</u>	34

6-2	移動無線（デジタル簡易無線）	36
6-3	白川町同報無線 テレメーター 一覧表	37
7	広域緊急援助隊・緊急消防援助隊・自衛隊の受援に関する資料	38
7-1	活動拠点候補地	38
7-2	応援部隊の活動拠点指定の要件	38
7-3	自衛隊ヘリコプター派遣要請に関する留意事項	39
8	輸送に関する資料	41
8-1	ヘリコプター離着可能場所一覧	41
8-2	広域物流拠点（県が指定した本町の一時集積配分拠点）	41
9	避難に関する資料	42
9-1	指定緊急避難場所	42
9-2	指定避難所	45
10	給水計画に関する資料	47
11	生活必需物資供給に関する資料	48
12	医療・救護に関する資料	49
12-1	医療機関・薬店一覧	49
12-2	基幹災害医療センター・地域災害医療センター一覧	50
13	観光施設・文化財に関する資料	51
13-1	観光施設一覧	51
13-2	文化財一覧	52
14	その他関連資料	54
15	関係法令	55
15-1	白川町防災会議条例	55
15-2	白川町災害対策本部条例	57
15-3	白川町地震防災対策推進条例	58
15-4	白川町地震防災対策委員会設置要綱	61
15-5	白川町災害対策本部に関する規程	62
15-6	岐阜県災害救助法施行細則	64
16	応援要請に関する資料	72
16-1	岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書	72
16-2	岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書実施細目	74
16-3	岐阜県広域消防相互応援協定書	76

16-4 岐阜県防災ヘリコプター応援協定	78
16-5 岐阜県水道災害相互応援協定	80
16-6 可茂地区市町村消防団消防相互応援協定書	82
16-7 災害時における相互応援盟約	84
16-8 災害時における相互応援盟約に関する覚書	85
16-9 白川町建設防災支援隊による災害応援協力に関する協定書	87
16-10 災害時における石油類燃料の供給に関する協定	89
16-11 災害時におけるLPガスの供給に関する協定	90
16-12 アマチュア無線による災害時の情報伝達に関する協定	91
16-13 災害時の歯科医療救護に関する協定書	93
16-14 その他協定一覧	95

1 白川町の地勢と災害の概要

1-1 人口及び世帯数の推移

(各年10月1日現在)

年 度	人 口			世帯数	一世帯当 たり人口
	総 数	男	女		
昭和35年	16,909	8,289	8,620	3,483	4.9
40年	15,266	7,294	7,972	3,377	4.5
45年	14,059	6,723	7,336	3,353	4.2
50年	13,350	6,411	6,939	3,338	4.0
55年	12,922	6,275	6,647	3,382	3.8
60年	12,685	6,160	6,525	3,439	3.7
平成2年	12,685	5,815	6,303	3,236	3.7
7年	11,681	5,607	6,074	3,245	3.6
12年	11,282	5,405	5,877	3,248	3.5
17年	10,545	5,008	5,537	3,206	3.3
22年	9,530	4,511	5,019	3,123	3.1
27年	8,392	3,957	4,435	3,002	2.8
令和2年	7,412	3,485	3,927	2,872	2.6

資料：国勢調査

1-2 交通

国・県道の現況

(令和7年4月1日現在)

区 分	路 線 名	延長(km)
国 道	国道41号	17,200
	国道256号	19,934
県 道	(主要) 62号 下呂白川線	12,295
	〃 68号 恵那白川線	14,875
	〃 70号 白川福岡線	20,202
	〃 72号 恵那蛭川東白川線	10,528
	〃 83号 多治見白川線	4,691

町道整備の現況

(令和7月1日現在)

区 分	路線数	実延長(m)	舗装延長(m)	舗装率(%)	改良延長 (m)	改良率(%)
1 級	9	15,241	13,649	89.6	15,061	98.8
2 級	32	40,411	39,298	97.2	37,208	92.1
その他	337	229,679	199,528	86.9	161,819	70.5
計	378	285,331	252,475	88.5	214,088	75.0

資料：建設環境課

林道迂回路

(令和7年4月1日現在)

路線番号	路線名	路線番号	路線名	路線番号	路線名
3	後山西山	38※	中須崎	70	黒川中川2
6※	下平古田	44	古田隆松	71	白北
13	野多押	52	田代見代	72	丈右エ門
16※	成山	53	遠ヶ根	75	石木六呂山
17	厩ヶ洞	55	響石	76	加茂東
18	笹畑頭谷	57	広島	78	尾城山
21	御宮有本	60	久須見大野	80	城ヶ根
23	水無	68※	氏子	86	大谷
35	小坂	69	黒川中川	※大型車両通行不可	

資料: 農林課

1-3 治山事業

保安林種類別面積

(令和7年4月1日現在)

総数	水源かん養 保安林	土砂流出防備 保安林	土砂崩壊防備 保安林	落石防止 保安林
1,592	728	792	47	25

単位: ha

1-4 過去の災害発生状況

発生年月日	種 別	被害地区	被害状況・その他
昭和34. 8. 26	集中豪雨	蘇 原	切井東部に激しい集中豪雨が襲い赤川が大増水し住家流失2戸、床上浸水16戸、道路の決壊8箇所、橋梁3橋を除き他は全部流失、農地の流失9ha
昭和34. 9. 26	伊勢湾台風	町内全域	26日夜半から夜明にかけて暴風圏に入った。死者1名、重傷者2名、軽傷者3名、住家の全壊29戸、半壊109戸、非住家の全半壊197戸、山林の倒伏・折損無数、農作物の被害大であった。
昭和36. 6. 26	梅雨前線 集中豪雨	町内全域	26日・27日の連続雨量358mm、住家の全壊1戸、床上浸水14戸、床下浸水86戸、非住家の浸水30戸、道路の決壊・崩土62箇所、護岸の決壊25箇所、農業用施設の決壊・流水16件、農地の流失・埋没23ha
昭和36. 9. 17	第2室戸台風 (台風18号)	町内全域	住家の全壊7戸、半壊30戸、非住家の全半壊34戸、道路の決壊30箇所、護岸の決壊15箇所、農作物に大被害をもたらした。
昭和38. 8. 11	台風9号	佐 見	11日午後8時から午後11時までの連続雨量198mm、住家の床上浸水10戸、床下浸水43戸、道路の決壊50箇所、橋梁の流失11箇所、護岸の決壊62箇所、農地の流失・埋没4ha112箇所、農業用施設78箇所、林道・治山の崩壊113箇所、農林産物に大きな被害をもたらした。
昭和39. 9. 9	地 震	坂ノ東	震源地郡上郡明方村 坂ノ東小学校校庭石糖の決壊のほか町内各所において落石があった。
昭和43. 8. 17	集中豪雨	町内全域	17日から18日夜明けにかけ集中豪雨、連続雨量358mm、特に17日午後11時から激しい雷雨となり時間雨量100mmを超えた。町内各河川は大洪水となり、道路は寸断され橋は流され通信は途絶し、50に近い部落が孤立状態となる未曾有の大災害が発生した。この豪雨によって死者2名、重傷者1名のほか、住家の被害920戸に及び、道路をはじめとする各種被害は無数を極めた。また、国道41号線で観光バス2台が山崩れからの土石流によって飛騨川へ押し流され104名が死亡。
昭和45. 6. 15	梅雨前線 集中豪雨	町内全域	14日午後2時より降り始め、17日午前9時まで続き、連続雨量は314.5mmとなった。床上浸水20戸、非住家半・全壊2戸、道路の決壊26箇所、河川の決壊50箇所、農地の流失・埋没24箇所、農業用施設32箇所、林道・治山17箇所その他農作物に被害をもたらした。
昭和47. 3. 15	山林火災	和 泉	15日正午、山林労務者が昼食のためたき火をし附近の山林に延焼した。当山林は王子製紙(株)の分収造林であり、約10haの被害となった。消防団全分団が出動し、消火作業にあたり午後7時頃鎮火した。

発生年月日	種 別	被害地区	被害状況・その他
昭和47. 7. 14	梅雨前線 集中豪雨	町内全域	7月9日より14日までの連続雨量381mm床上浸水4戸、床下浸水13戸、家屋の半壊2戸、道路の決壊25箇所、河川の決壊57箇所、林道治山17箇所、農地の流失18箇所、その他施設7件の被害をもたらした。
昭和58. 9. 28	秋雨前線（台風10号）	町内全域	26日夜半より降り始め、28日2時まで続き連続雨量221mmとなった。飛騨川が増水して白川が逆流したため、河岐地内などで床上浸水16戸、床下浸水35戸、山崩れ12箇所、道路の欠壊18箇所、田畑の冠水15箇所などの被害をもたらした。また、河岐地区では避難命令が発令された。
平成10. 9. 22	台風7号	町内全域	21日には台風8号が襲来し、2日続けての台風となった。8号は勢力も弱く大きな被害はなかったが、7号は勢力も強く本町を直撃、強風により住家の半壊2戸・一部破損3戸・非住家の一部破損62戸・山林の倒木無数・農作物の被害大であった。
平成10. 9. 25	集中豪雨	河 岐 三 川 西 黒 川	25日14時30分頃から降り始めた雨は、河岐・三川・西黒川に集中的に降り、時間雨量54mm、3時間で128mmを記録し床上浸水10戸、床下浸水40戸、山崩れ・崖崩れにより道路は不通となり、41号線では七宗～白川間で土砂崩れが発生、80台の車両が取り残された。
平成11. 6. 27	集中豪雨	佐 見	27日深夜から降り始め、正午には佐見に集中的に降り、2時間77mmを記録 床下浸水9戸、田畑流出等で農地12箇所、護岸決壊等で河川14箇所のほか道路、林道で23箇所の被害となった。
平成11. 9. 21	集中豪雨	河 岐 大 山 坂 ノ 東 佐 見	20日午後から断続的に降った雨により、21日4時には白川36mm佐見34mmの時間雨量を記録、この際下油井地内で土砂崩れが発生し町営住宅1戸が半壊した。油井小川広島で床下浸水7戸のほか各所で農地流失12箇所、町道林道で法面路側の崩壊28路線、河川の決壊34箇所となった。
平成22. 7. 15	集中豪雨	蘇 原 黒 川	15日午後より強い雷を伴い、断続的に降り続け、時間雨量40mmを越える激しい雨量を記録。特に蘇原、黒川地区で大雨となり、町道38箇所、河川施設34箇所、農林業施設48箇所の被害となった。
平成23. 9. 20	台風15号	町内全域	20日から21日にかけて台風15号が接近し、町内各地で1時間に50mm、24時間で300mmを越える非常に激しい雨量を記録。河川が増水により1人の方が行方不明となったほか、道路決壊143箇所、河川護岸197箇所、農地、林道被害など約230箇所にも上る甚大な被害をもたらした。
平成30. 7. 8	平成30年7月豪雨（集中豪雨）	町内全域	7月5日から8日にかけて前線が本州付近に停滞し山間部を中心に断続的な大雨となった。8日未明には中濃から飛騨南部で1時間に100mmを超える猛烈な雨が降り白川町でも8日3時ごろ時間雨量110ミリを超える記録的短時間大雨情報と特別警報（大雨）が発表された。また、飛騨川の水位が通常

発生年月日	種 別	被害地区	被害状況・その他
			水位より9m以上上昇したため、沿岸地域に避難指示を発表した。 家屋の一部損壊1件、床上浸水2件、床下浸水7件、町道等道路33箇所、河川護岸21箇所、その他4箇所の被害が発生した。
令和元. 7. 18	梅雨前線豪雨	切 井 黒 川	7月18日から23日にかけて前線が本州付近に停滞し、山間部を中心に断続的な大雨となった。町道等道路10件、河川護岸2件、農業用施設4件、その他1件の被害が発生した。
令和2. 6. 30	梅雨前線豪雨 (7/8河岐地内 浸水害)	和 泉 三 川	6月30日から7月12日にかけて前線に暖かく湿った空気が流れ込んだことにより、山間部を中心に断続的な大雨となった。特に7月7日から8日にかけて24時間雨量165mmを観測し、道路等の被災が2件発生した。 また、今回は飛騨川の水位増加により白川でバックウォーター現象が発生したため床上浸水13件、床下浸水24件の被害が発生した。
令和3. 8. 7	秋雨前線豪雨 (8/14河岐地内 浸水害)	町内全域	8月7日から8月27日にかけて前線に暖かく湿った空気が流れ込んだことにより、山間部を中心に断続的な大雨となった。特に8月13日から15日にかけては累積雨量396.5mmを観測し、町道路等被災が大小合わせ約35件、河川被災が約50件、農地・農業用施設災害が約30件、その他5件に被害が発生した。 また、今回も昨年同様、飛騨川の水位増加により白川でバックウォーター現象が発生したため床上浸水11件、床下浸水13件の被害が発生した。
令和7. 9. 10	令和7年9月豪 雨	切井	9月10日から9月12日にかけて発生した局所的な豪雨により切井地区を中心に被害にみまわれた。多い所で24時間の最大雨量が160mmとなり、農地10件、農業用施設23件、土木施設9件などの被害が発生した。

1-5 地震災害の被害想定

(1) 震度・P L 値

項目	震度		P L 値 (液状化指数)	
	最小	最大	最小	最大
想定地震				
南海トラフ巨大地震	5.37	5.74	13.56	25.77
養老-桑名-四日市断層帯地震	4.61	5.33	0.00	0.00
阿寺断層帯地震(北側震源)	5.24	6.11	0.00	21.80
阿寺断層帯地震(南側震源)	5.26	6.11	0.00	24.65
跡津川断層帯地震	4.61	5.32	0.00	0.00
高山・大原断層帯地震(北側震源)	4.65	5.34	0.00	0.23
高山・大原断層帯地震(南側震源)	4.49	5.16	0.00	0.00
揖斐川-武儀川(濃尾)断層帯地震	4.84	5.54	0.00	3.29
長良川上流断層帯地震(北側震源)	4.91	5.85	0.00	8.78
長良川上流断層帯地震(南側震源)	4.35	5.19	0.00	0.00
屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震	5.06	5.90	0.00	8.48

※計測震度と震度階級について

震度階級	4	5弱	5強	6弱	6強	7
計測震度	3.5以上 4.5未満	4.5以上 5.0未満	5.0以上 5.5未満	5.5以上 6.0未満	6.0以上 6.5未満	6.5以上

(2) 建物被害

項目	全 壊 (棟)			半 壊 (棟)		合 計 (棟)	
	揺 れ	液 状 化	纏 り	揺 れ	液 状 化	全 壊	半 壊
想定地震							
南海トラフ巨大地震	24	99	0	452	158	123	610
養老-桑名-四日市断層帯地震	0	0	0	28	0	0	28
阿寺断層帯地震(北側震源)	405	29	3	1,605	47	437	1,652
阿寺断層帯地震(南側震源)	305	19	1	1,378	30	325	1,408
跡津川断層帯地震	1	0	0	109	0	1	109
高山・大原断層帯地震(北側震源)	2	0	0	123	0	2	123
高山・大原断層帯地震(南側震源)	0	0	0	18	0	0	18
揖斐川-武儀川(濃尾)断層帯地震	17	6	0	340	10	23	350
長良川上流断層帯地震(北側震源)	169	32	10	1,062	51	211	1,113
長良川上流断層帯地震(南側震源)	0	0	0	47	0	0	47
屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震	86	3	0	788	5	89	793

(3) 火災被害

項目	午前5時			午後12時			午後6時		
	機	幾	壊	機	幾	壊	機	幾	壊
想定地震									
南海トラフ巨大地震	0	0	0	0	0	0	0	0	1
養老-桑名-四日市断層帯地震	0	0	0	0	0	0	0	0	0
阿寺断層帯地震(北側震源)	1	0	0	1	0	0	2	1	2
阿寺断層帯地震(南側震源)	0	0	0	0	0	0	1	0	1
跡津川断層帯地震	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高山・大原断層帯地震(北側震源)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高山・大原断層帯地震(南側震源)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
揖斐川-武儀川(濃尾)断層帯地震	0	0	0	0	0	0	0	0	1
長良川上流断層帯地震(北側震源)	0	0	0	0	0	0	1	0	1
長良川上流断層帯地震(南側震源)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震	0	0	0	0	0	0	1	0	1

(4) 人的・物的被害

項目	午前5時				午後12時				午後6時				避難者数 (建物被害 及び焼失)
	死者数	機	幾	壊	死者数	機	幾	壊	死者数	機	幾	壊	
想定地震													
南海トラフ巨大地震	1	89	2	2	1	64	4	1	1	58	3	1	282
養老-桑名-四日市断層帯地震	0	5	0	0	0	6	0	0	0	4	0	0	9
阿寺断層帯地震(北側震源)	22	309	35	26	8	221	27	12	13	200	24	17	683
阿寺断層帯地震(南側震源)	20	317	32	24	7	224	26	11	12	203	22	15	682
跡津川断層帯地震	0	21	0	0	0	17	0	0	0	14	0	0	37
高山・大原断層帯地震(北側震源)	0	0	23	0	0	0	19	0	0	0	16	0	42
高山・大原断層帯地震(南側震源)	0	3	0	0	0	3	0	0	0	2	0	0	5
揖斐川-武儀川(濃尾)断層帯地震	1	55	1	1	0	43	2	1	1	37	2	1	105
長良川上流断層帯地震(北側震源)	9	190	15	11	4	135	14	5	6	122	11	7	407
長良川上流断層帯地震(南側震源)	0	7	0	0	0	7	0	0	0	5	0	0	13
屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震	4	134	7	6	2	89	7	3	3	84	6	4	264

資料：南海トラフの巨大地震等被害想定調査結果について 岐阜県（平成25年2月）

内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査について 岐阜県（平成31年1月）

2 防災関係機関に関する資料

2-1 町

機関の名称	所在地	電話番号	FAX番号
白川町役場	白川町河岐1705-2	72-1311	72-1317
白川町役場 白川北出張所	白川町河東763	75-2878	79-0022
白川町役場 蘇原出張所	白川町赤河1060-1	73-1001	73-1153
白川町役場 黒川出張所	白川町黒川1821-4	77-1001	77-1590
白川町役場 佐見出張所	白川町上佐見1957-1	76-2001	76-2731

2-2 消防機関

機関の名称	所在地	電話番号	FAX番号
可茂消防事務組合 消防本部	美濃加茂市加茂川町3-7-7	0574-26-0119	0574-28-0119
可茂消防事務組合 東消防署	白川町河岐1873-2	72-1641	72-1662

2-3 県の機関

機関の名称	所在地	電話番号	FAX番号
岐阜県地域県民部危機管理室	岐阜市藪田南2-1-1	058-272-1111	058-271-4119
岐阜県地域県民部防災支援室	岐阜市下奈良3-11-6	058-277-5380	058-277-5385
可茂県事務所	美濃加茂市古井町下古井 2610-1	0574-25-3111	0574-25-3934
中濃建設事務所	〃	〃	0574-25-5517
可茂保健所	〃	〃	0574-28-7162
可茂農林事務所	〃	〃	0574-28-5301
加茂警察署	美濃加茂市古井町下古井 2610	0574-25-0110	
白川警察官駐在所	白川町河岐720-6	72-1110	
下油井警察官駐在所	白川町白山1665-1	75-2110	
蘇原警察官駐在所	白川町赤河1570-7	73-1006	
黒川警察官駐在所	白川町黒川128-3	77-1004	

2-4 指定地方行政機関

機関の名称	所在地	電話番号	FAX番号
東海農政局岐阜農政事務所	岐阜市中鷺2-26	058-271-4044	058-274-0656
岐阜地方气象台	岐阜市加納二之丸6	057-271-4108	058-278-1633
岐阜国道事務所美濃加茂出張所	美濃加茂市本郷町3-2-12	0574-26-2151	0574-28-2062

2-5 自衛隊

機関の名称	所在地	電話番号	FAX番号
陸上自衛隊第10師団 第35普通科連隊	名古屋市守山区守山3-12-1	052-791-2191	
航空自衛隊 岐阜基地企画部	各務原市那加官有地無番地	0583-82-1101	
航空自衛隊 小牧基地防衛部	小牧市春日寺1-1	0568-76-2191	

2-6 指定公共機関

機関の名称	所在地	電話番号	FAX番号
日本郵政株式会社 白川郵便局	白川町河岐720-27	72-2274	72-2360
東海旅客鉄道(株)白川口駅	白川町坂ノ東6996-1	72-1306	
日本貨物鉄道(株)岐阜営業支店	岐阜市今嶺4-18-1	058-276-0571	058-272-5020
日本赤十字社岐阜県支部	岐阜市茜部中島2-9	058-272-3561	058-274-6938
日本放送協会岐阜放送局	岐阜市京町12-3	058-265-8051	058-262-1267
N T T 西日本(株)岐阜支店	岐阜市梅ヶ枝町2-31	058-269-9271	058-266-0494
中部電力パワーグリッド(株) 加茂営業所	美濃加茂市中富町1-10-16	0574-28-3110	0574-28-3207
中部電力(株) 岐阜水力センター	美濃加茂市中富町2-2179-2	0574-58-6902	0574-58-6903
CCNet(株) 岐阜局	各務原市鶉沼西町3-76-1	058-385-6083	058-385-6021

2-7 指定地方公共機関

機関の名称	所在地	電話番号	FAX番号
濃飛乗合自動車(株) 美濃白川営業所	白川町河岐1843-2	72-1023	
白川町コミュニティーバス センター	白川町和泉1241-3	74-1001	
白川町社会福祉協議会	白川町三川2065-2	72-2327	72-2817
(社)岐阜県トラック協会	岐阜市日置江2648-2	058-279-3771	058-279-3773
(株)岐阜放送	岐阜市今小町8	058-264-1181	058-262-7192
中日新聞 美濃加茂通信局	美濃加茂市古井町下古井652	0574-25-7788	0574-25-7669
岐阜新聞 美濃加茂総局	美濃加茂市太田本町2丁目 10-19	0574-25-3675	
読売新聞 岐阜支局	岐阜市加納新本町3丁目1	058-275-4166	058-276-9969
朝日新聞 岐阜総局	岐阜市司町31	058-263-4125	058-262-6661
毎日新聞 岐阜支局	岐阜市美江寺町1丁目12	058-265-5533	

2-8 病院

機関の名称	所在地	電話番号	FAX番号
白川病院	白川町坂ノ東5770	72-2222	
大賀医院	白川町赤河1431	73-1126	

2-9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	所在地	電話番号	FAX番号
岐阜県農業共済中濃支所	関市栄町3丁目7-21	0575-22-1008	
可茂衛生施設利用組合	可児市塩河839	0574-65-411	
白川町森林組合	白川町三川385-1	72-1077	
白川町商工会	白川町河岐1674	72-1205	
めぐみの農協 美濃白川支店	白川町河岐1728	72-1256	
めぐみの農協 白川営農経済 センター	白川町三川1235-1	72-1031	
白川町建設工業会	白川町坂ノ東5739 (株)ニシノ内)	75-2136	

3 災害危険区域に関する資料

3-1 土砂災害（特別）警戒区域

岐阜県県土整備部砂防課（令和7年5月13日現在）

（備考） ○：区域の有無

番号	自然現象の種類	区域の名称 (溪流名)	所在地 (大字)	土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)
1	急傾斜地の崩壊	河岐名倉	河岐	○	○
2	急傾斜地の崩壊	河岐両神	河岐	○	○
3	急傾斜地の崩壊	河岐宮向	河岐	○	○
4	急傾斜地の崩壊	河岐本郷	河岐	○	○
5	急傾斜地の崩壊	河岐小山	河岐	○	○
6	急傾斜地の崩壊	河岐大相模	河岐	○	○
7	急傾斜地の崩壊	河岐上大相模	河岐	○	○
8	急傾斜地の崩壊	河岐掘	河岐	○	○
9	急傾斜地の崩壊	河岐本田	河岐	○	○
10	急傾斜地の崩壊	河岐松ヶ瀬	河岐	○	○
11	急傾斜地の崩壊	和泉中街道	和泉	○	○
12	急傾斜地の崩壊	和泉栃本	和泉	○	○
13	急傾斜地の崩壊	和泉中嶋	和泉	○	○
14	急傾斜地の崩壊	東和泉	和泉	○	○
15	急傾斜地の崩壊	須崎田口	中川	○	○
16	急傾斜地の崩壊	下金前平	坂ノ東	○	○
17	急傾斜地の崩壊	大利竹の平	坂ノ東	○	○
18	急傾斜地の崩壊	小川東端	坂ノ東	○	○
19	急傾斜地の崩壊	新津上	坂ノ東	○	○
20	急傾斜地の崩壊	新津下	坂ノ東	○	○
21	急傾斜地の崩壊	大利清水	坂ノ東	○	○
22	急傾斜地の崩壊	葛牧高洞	河東	○	○
23	急傾斜地の崩壊	油井大山	白山	○	○
24	急傾斜地の崩壊	久室鎌倉	下佐見	○	○
25	急傾斜地の崩壊	久室芝原	下佐見	○	○
26	急傾斜地の崩壊	三川赤羽根	三川	○	○
27	急傾斜地の崩壊	赤河増田	赤河	○	○
28	急傾斜地の崩壊	赤河下古野	赤河	○	○
29	急傾斜地の崩壊	下赤河	赤河	○	○
30	急傾斜地の崩壊	河原小屋恵釣西	三川	○	○
31	急傾斜地の崩壊	黒川中之平	黒川	○	○
32	急傾斜地の崩壊	河岐永引	河岐	○	○
33	急傾斜地の崩壊	三川本郷	三川	○	○
34	急傾斜地の崩壊	山寄左古	三川	○	○
35	急傾斜地の崩壊	下平	三川	○	○
36	急傾斜地の崩壊	上小原	河岐	○	○
37	急傾斜地の崩壊	赤河本郷	赤河	○	○
38	急傾斜地の崩壊	黒川松川上	黒川	○	○
39	急傾斜地の崩壊	大利平之本	坂ノ東	○	○
40	急傾斜地の崩壊	大利下岡田	坂ノ東	○	○

番号	自然現象の種類	区域の名称 (溪流名)	所在地 (大字)	土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)
41	急傾斜地の崩壊	広島相模東	坂ノ東	○	○
42	急傾斜地の崩壊	葛牧船渡洞	河東	○	○
43	急傾斜地の崩壊	薄野熊野	下佐見	○	○
44	急傾斜地の崩壊	小畑	黒川	○	○
45	急傾斜地の崩壊	中之平上	黒川	○	○
46	急傾斜地の崩壊	塔洞	切井	○	○
47	急傾斜地の崩壊	日面下若宮	黒川	○	○
48	急傾斜地の崩壊	広野大洞口	広野	○	○
49	急傾斜地の崩壊	広野裏通	広野	○	○
50	急傾斜地の崩壊	広野裏通奥	広野	○	○
51	急傾斜地の崩壊	村君	坂ノ東	○	○
52	急傾斜地の崩壊	小川小洞平	坂ノ東	○	○
53	急傾斜地の崩壊	小川東洞北	坂ノ東	○	○
54	急傾斜地の崩壊	小川森下	坂ノ東	○	○
55	急傾斜地の崩壊	小川西洞谷西	坂ノ東	○	○
56	急傾斜地の崩壊	むつみ	下佐見	○	○
57	急傾斜地の崩壊	小野本郷	上佐見	○	○
58	急傾斜地の崩壊	小野向山	上佐見	○	○
59	急傾斜地の崩壊	小野稲荷山	上佐見	○	○
60	急傾斜地の崩壊	吉田菅野	上佐見	○	○
61	急傾斜地の崩壊	白山下川牧	白山	○	○
62	急傾斜地の崩壊	白山三掛	白山	○	○
63	急傾斜地の崩壊	白山下林	白山	○	○
64	急傾斜地の崩壊	油井野ノ牧	白山	○	○
65	急傾斜地の崩壊	下油井	白山	○	○
66	急傾斜地の崩壊	稲田中落	下佐見	○	○
67	急傾斜地の崩壊	稲田上中根	下佐見	○	○
68	急傾斜地の崩壊	大利牧が洞	坂ノ東	○	○
69	急傾斜地の崩壊	西和泉	和泉	○	○
70	急傾斜地の崩壊	白山高校	河岐	○	○
71	急傾斜地の崩壊	三川浄水場東	三川	○	○
72	急傾斜地の崩壊	三川浄水場西	三川	○	○
73	急傾斜地の崩壊	久室洞田	下佐見	○	○
74	急傾斜地の崩壊	小野天王山	上佐見	○	○
75	急傾斜地の崩壊	大寺向田	上佐見	○	○
76	急傾斜地の崩壊	大寺野島	上佐見	○	○
77	急傾斜地の崩壊	大寺愛宕山	上佐見	○	○
78	急傾斜地の崩壊	有本曲がり	上佐見	○	○
79	急傾斜地の崩壊	白山口運動場	河岐	○	○
80	急傾斜地の崩壊	鱒淵野平	黒川	○	○
81	急傾斜地の崩壊	三川羽柄	三川	○	○
82	急傾斜地の崩壊	成山丸山	下佐見	○	○
83	急傾斜地の崩壊	久室室原	下佐見	○	○
84	急傾斜地の崩壊	上油井谷上	白山	○	○
85	急傾斜地の崩壊	上油井	白山	○	○
86	急傾斜地の崩壊	稲田下大津	下佐見	○	○
87	急傾斜地の崩壊	稲田上大津	下佐見	○	○
88	急傾斜地の崩壊	稲田中根	下佐見	○	○

番号	自然現象の種類	区域の名称 (溪流名)	所在地 (大字)	土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)
89	急傾斜地の崩壊	白北保育園	坂ノ東	○	○
90	急傾斜地の崩壊	広島五座ヶ谷	坂ノ東	○	○
91	急傾斜地の崩壊	小川西洞谷東	坂ノ東	○	○
92	急傾斜地の崩壊	葛牧洞戸	河東	○	○
93	急傾斜地の崩壊	小畑西野	黒川	○	○
94	急傾斜地の崩壊	松川下	黒川	○	○
95	急傾斜地の崩壊	下之平下	黒川	○	○
96	急傾斜地の崩壊	下之平上	黒川	○	○
97	急傾斜地の崩壊	鱒淵小峠	黒川	○	○
98	急傾斜地の崩壊	中ノ瀬日向	切井	○	○
99	急傾斜地の崩壊	川畑	切井	○	○
100	急傾斜地の崩壊	川畑中切	切井	○	○
101	急傾斜地の崩壊	有本井の洞	上佐見	○	○
102	急傾斜地の崩壊	有本宮洞	上佐見	○	○
103	急傾斜地の崩壊	有本林	上佐見	○	○
104	急傾斜地の崩壊	有本野首	上佐見	○	○
105	急傾斜地の崩壊	有本山田	上佐見	○	○
106	急傾斜地の崩壊	室山	下佐見	○	○
107	急傾斜地の崩壊	成山負尾	下佐見	○	○
108	急傾斜地の崩壊	久室日向山	下佐見	○	○
109	急傾斜地の崩壊	久室宮洞口	下佐見	○	○
110	急傾斜地の崩壊	小野松尾谷	上佐見	○	○
111	急傾斜地の崩壊	小野林	上佐見	○	○
112	急傾斜地の崩壊	小野西洞奥	上佐見	○	○
113	急傾斜地の崩壊	小野西洞下	上佐見	○	○
114	急傾斜地の崩壊	大寺廉海道	上佐見	○	○
115	急傾斜地の崩壊	油井三垣	白山	○	○
116	急傾斜地の崩壊	薄野馬野	下佐見	○	○
117	急傾斜地の崩壊	薄野砂畑	下佐見	○	○
118	急傾斜地の崩壊	薄野寺屋敷	下佐見	○	○
119	急傾斜地の崩壊	稲田悪牧	下佐見	○	○
120	急傾斜地の崩壊	稲田下中根	下佐見	○	○
121	急傾斜地の崩壊	成山川牧	下佐見	○	○
122	急傾斜地の崩壊	成山脇	下佐見	○	○
123	急傾斜地の崩壊	小川杉洞口	坂ノ東	○	○
124	急傾斜地の崩壊	小川東洞南	坂ノ東	○	○
125	急傾斜地の崩壊	新津中	坂ノ東	○	○
126	急傾斜地の崩壊	広島蛇崩	坂ノ東	○	○
127	急傾斜地の崩壊	相模西	坂ノ東	○	○
128	急傾斜地の崩壊	葛牧横牧	河東	○	○
129	急傾斜地の崩壊	葛牧岩屋敷	河東	○	○
130	急傾斜地の崩壊	葛牧見代口	河東	○	○
131	急傾斜地の崩壊	見代	河東	○	○
132	急傾斜地の崩壊	宇津尾中切	白山	○	○
133	急傾斜地の崩壊	宇津尾カンヌキ洞	白山	○	○
134	急傾斜地の崩壊	宇津尾中内	白山	○	○
135	急傾斜地の崩壊	無渡	白山	○	○
136	急傾斜地の崩壊	洞山胡桃反	中川	○	○

番号	自然現象の種類	区域の名称 (溪流名)	所在地 (大字)	土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)
137	急傾斜地の崩壊	洞山坂之向	中川	○	○
138	急傾斜地の崩壊	中屋波反	中川	○	○
139	急傾斜地の崩壊	下須崎	中川	○	○
140	急傾斜地の崩壊	須崎小谷	中川	○	○
141	急傾斜地の崩壊	須崎井之洞	中川	○	○
142	急傾斜地の崩壊	広島小山	坂ノ東	○	○
143	急傾斜地の崩壊	南寒八	坂ノ東	○	○
144	急傾斜地の崩壊	北寒八	坂ノ東	○	○
145	急傾斜地の崩壊	河岐島兼	河岐	○	○
146	急傾斜地の崩壊	三川加屋下	三川	○	○
147	急傾斜地の崩壊	河岐小原一	和泉	○	○
148	急傾斜地の崩壊	和泉薬師堂	和泉	○	○
149	急傾斜地の崩壊	和泉吹洞	和泉	○	○
150	急傾斜地の崩壊	和泉小坂	和泉	○	○
151	急傾斜地の崩壊	和泉峠	和泉	○	○
152	急傾斜地の崩壊	柳島橋	和泉	○	○
153	急傾斜地の崩壊	クオーレの里	和泉	○	○
154	急傾斜地の崩壊	柳島街道上	和泉	○	○
155	急傾斜地の崩壊	柳島神明神社	和泉	○	○
156	急傾斜地の崩壊	柳島大切	和泉	○	○
157	急傾斜地の崩壊	水戸野小草場下	和泉	○	○
158	急傾斜地の崩壊	響石	広野	○	○
159	急傾斜地の崩壊	水戸野小草場上	和泉	○	○
160	急傾斜地の崩壊	水戸野日向	和泉	○	○
161	急傾斜地の崩壊	中川丸山	中川	○	○
162	急傾斜地の崩壊	下新田道岐	黒川	○	○
163	急傾斜地の崩壊	下新田糯小屋上	黒川	○	○
164	急傾斜地の崩壊	下新田口	黒川	○	○
165	急傾斜地の崩壊	下新田牛平下	黒川	○	○
166	急傾斜地の崩壊	下新田牛平上	黒川	○	○
167	急傾斜地の崩壊	黒川平瀬	黒川	○	○
168	急傾斜地の崩壊	下新田糯小屋下	黒川	○	○
169	急傾斜地の崩壊	下新田水梨	黒川	○	○
170	急傾斜地の崩壊	日面下菖蒲	黒川	○	○
171	急傾斜地の崩壊	中新田	黒川	○	○
172	急傾斜地の崩壊	小原二	河岐	○	○
173	急傾斜地の崩壊	山寄高屋	三川	○	○
174	急傾斜地の崩壊	山寄保木	三川	○	○
175	急傾斜地の崩壊	山寄山田	三川	○	○
176	急傾斜地の崩壊	山寄新垣戸	三川	○	○
177	急傾斜地の崩壊	山寄新田	三川	○	○
178	急傾斜地の崩壊	河原小屋恵釣東	三川	○	○
179	急傾斜地の崩壊	河原小屋南	三川	○	○
180	急傾斜地の崩壊	河原小屋北	三川	○	○
181	急傾斜地の崩壊	下平長手下	三川	○	○
182	急傾斜地の崩壊	下平長手上	三川	○	○
183	急傾斜地の崩壊	赤河古田	赤河	○	○
184	急傾斜地の崩壊	中ノ瀬上	切井	○	○

番号	自然現象の種類	区域の名称 (溪流名)	所在地 (大字)	土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)
185	急傾斜地の崩壊	有本松山	上佐見	○	○
186	急傾斜地の崩壊	有本滝ヶ洞	上佐見	○	○
187	急傾斜地の崩壊	吉田天別	上佐見	○	○
188	急傾斜地の崩壊	吉田段坂	上佐見	○	○
189	急傾斜地の崩壊	吉田大島	上佐見	○	○
190	急傾斜地の崩壊	吉田田ノ野	上佐見	○	○
191	急傾斜地の崩壊	油井小坂	白山	○	○
192	急傾斜地の崩壊	徳田鳩屋	下佐見	○	○
193	急傾斜地の崩壊	徳田上島	下佐見	○	○
194	急傾斜地の崩壊	徳田サガリ	下佐見	○	○
195	急傾斜地の崩壊	徳田下島	下佐見	○	○
196	急傾斜地の崩壊	稲田大津垣戸	下佐見	○	○
197	急傾斜地の崩壊	葛牧神社上	河東	○	○
198	急傾斜地の崩壊	中屋洞口	中川	○	○
199	急傾斜地の崩壊	三川加屋上	三川	○	○
200	急傾斜地の崩壊	友渕	三川	○	○
201	急傾斜地の崩壊	赤河西古田	赤河	○	○
202	急傾斜地の崩壊	赤河北古田	赤河	○	○
203	急傾斜地の崩壊	赤河北古田上	赤河	○	○
204	急傾斜地の崩壊	藤井	三川	○	○
205	急傾斜地の崩壊	下赤河池田	赤河	○	○
206	急傾斜地の崩壊	上赤河	赤河	○	○
207	急傾斜地の崩壊	切井中ノ瀬	切井	○	○
208	急傾斜地の崩壊	切井桃の木	切井	○	○
209	急傾斜地の崩壊	切井奥鹿折	切井	○	○
210	急傾斜地の崩壊	小原三	河岐	○	○
211	急傾斜地の崩壊	下平洞	三川	○	○
212	急傾斜地の崩壊	黒川 1	黒川	○	○
213	急傾斜地の崩壊	三川 1	三川	○	○
214	急傾斜地の崩壊	赤河 1	赤河	○	○
215	急傾斜地の崩壊	切井 1	切井	○	○
216	急傾斜地の崩壊	黒川 13	黒川	○	○
217	急傾斜地の崩壊	上佐見 1	上佐見	○	○
218	急傾斜地の崩壊	上佐見 2	上佐見	○	○
219	急傾斜地の崩壊	上佐見 3	上佐見	○	○
220	急傾斜地の崩壊	上佐見 4	上佐見	○	○
221	急傾斜地の崩壊	上佐見 5	上佐見	○	○
222	急傾斜地の崩壊	下佐見 2	下佐見	○	○
223	急傾斜地の崩壊	下佐見 3	下佐見	○	○
224	急傾斜地の崩壊	白山 1	白山	○	○
225	急傾斜地の崩壊	白山 2	白山	○	○
226	急傾斜地の崩壊	白山 3	白山	○	○
227	急傾斜地の崩壊	白山 4	白山	○	○
228	急傾斜地の崩壊	白山 5	白山	○	○
229	急傾斜地の崩壊	白山 6	白山	○	○
230	急傾斜地の崩壊	坂ノ東 1	坂ノ東	○	○
231	急傾斜地の崩壊	坂ノ東 2	坂ノ東	○	○
232	急傾斜地の崩壊	坂ノ東 3	坂ノ東	○	○

番号	自然現象の種類	区域の名称 (溪流名)	所在地 (大字)	土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)
233	急傾斜地の崩壊	坂ノ東 4	坂ノ東	○	○
234	急傾斜地の崩壊	中川 1	中川	○	○
235	急傾斜地の崩壊	中川 2	中川	○	○
236	急傾斜地の崩壊	中川 3	中川	○	○
237	急傾斜地の崩壊	広野	広野	○	○
238	急傾斜地の崩壊	河岐 1	河岐	○	○
239	急傾斜地の崩壊	河岐 2	河岐	○	○
240	急傾斜地の崩壊	黒川 2	黒川	○	○
241	急傾斜地の崩壊	黒川 3	黒川	○	○
242	急傾斜地の崩壊	黒川 4	黒川	○	○
243	急傾斜地の崩壊	黒川 5	黒川	○	○
244	急傾斜地の崩壊	黒川 6	黒川	○	○
245	急傾斜地の崩壊	黒川 7	黒川	○	○
246	急傾斜地の崩壊	黒川 8	黒川	○	○
247	急傾斜地の崩壊	黒川 9	黒川	○	○
248	急傾斜地の崩壊	黒川 10	黒川	○	○
249	急傾斜地の崩壊	黒川 11	黒川	○	○
250	急傾斜地の崩壊	黒川 12	黒川	○	○
251	急傾斜地の崩壊	和泉	和泉	○	○
252	急傾斜地の崩壊	水戸野 1	水戸野	○	○
253	急傾斜地の崩壊	水戸野 2	水戸野	○	○
254	急傾斜地の崩壊	三川 2	三川	○	○
255	急傾斜地の崩壊	三川 3	三川	○	○
256	急傾斜地の崩壊	三川 4	三川	○	○
257	急傾斜地の崩壊	三川 5	三川	○	○
258	急傾斜地の崩壊	三川 6	三川	○	○
259	急傾斜地の崩壊	三川 7	三川	○	○
260	急傾斜地の崩壊	三川 8	三川	○	○
261	急傾斜地の崩壊	赤河 2	赤河	○	○
262	急傾斜地の崩壊	赤河 3	赤河	○	○
263	急傾斜地の崩壊	赤河 4	赤河	○	○
264	急傾斜地の崩壊	赤河 5	赤河	○	○
265	急傾斜地の崩壊	赤河 6	赤河	○	○
266	急傾斜地の崩壊	赤河 7	赤河	○	○
267	急傾斜地の崩壊	赤河 8	赤河	○	○
268	急傾斜地の崩壊	赤河 9	赤河	○	○
269	急傾斜地の崩壊	切井 2	切井	○	○
270	急傾斜地の崩壊	切井 3	切井	○	○
271	急傾斜地の崩壊	切井 4	切井	○	○
272	急傾斜地の崩壊	切井 5	切井	○	○
273	急傾斜地の崩壊	下佐見 1	下佐見	○	○
274	土石流	野首谷	上佐見	○	○
275	土石流	有本上谷	上佐見	○	○
276	土石流	林谷	上佐見	○	○
277	土石流	西ヶ洞谷	上佐見	○	○
278	土石流	伊佐東谷	上佐見	○	○
279	土石流	伊佐谷	上佐見	○	○
280	土石流	吉田東谷	上佐見	○	○

番号	自然現象の種類	区域の名称 (溪流名)	所在地 (大字)	土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)
281	土石流	長野谷	上佐見	○	○
282	土石流	天別谷	上佐見	○	
283	土石流	大寺境谷	上佐見	○	○
284	土石流	大野谷	上佐見	○	
285	土石流	水上谷	上佐見	○	○
286	土石流	寺前谷	上佐見	○	○
287	土石流	中野谷	上佐見	○	○
288	土石流	東洞谷	上佐見	○	○
289	土石流	室谷上谷	下佐見	○	○
290	土石流	空谷	下佐見	○	○
291	土石流	成山上谷	下佐見	○	
292	土石流	成山中谷	下佐見	○	
293	土石流	成山下谷	下佐見	○	
294	土石流	居山谷	下佐見	○	○
295	土石流	大谷	白山	○	○
296	土石流	上油井谷	白山	○	○
297	土石流	大山上谷	白山	○	
298	土石流	下油井谷	白山	○	○
299	土石流	下油井下谷	白山	○	○
300	土石流	大山谷	白山	○	○
301	土石流	上宇津屋谷	白山	○	○
302	土石流	中宇津屋谷	白山	○	○
303	土石流	下宇津屋谷	白山	○	○
304	土石流	新津上谷	坂ノ東	○	○
305	土石流	新津谷	坂ノ東	○	○
306	土石流	森下谷	坂ノ東	○	○
307	土石流	小川宮谷	坂ノ東	○	○
308	土石流	西洞谷	坂ノ東	○	○
309	土石流	西洞二ノ谷	坂ノ東	○	○
310	土石流	東洞一ノ谷	坂ノ東	○	
311	土石流	宮下谷	河東	○	
312	土石流	広島上谷	坂ノ東	○	○
313	土石流	大洞谷	坂ノ東	○	○
314	土石流	葛牧上谷	河東	○	○
315	土石流	葛牧下谷	河東	○	○
316	土石流	葛牧谷	河東	○	○
317	土石流	清水谷	坂ノ東	○	○
318	土石流	牧ヶ洞谷	坂ノ東	○	○
319	土石流	井ノ洞谷	中川	○	○
320	土石流	丸山東谷	中川	○	○
321	土石流	丸山谷	水戸東	○	
322	土石流	丸山西谷	水戸東	○	○
323	土石流	下畑谷	水戸東	○	
324	土石流	水戸野谷	水戸東	○	○
325	土石流	水戸野日陰谷	水戸東	○	○
326	土石流	水戸野上谷	水戸東	○	○
327	土石流	水戸野下谷	水戸東	○	○
328	土石流	柳島谷	和泉	○	○

番号	自然現象の種類	区域の名称 (溪流名)	所在地 (大字)	土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)
329	土石流	出村谷	河岐	○	○
330	土石流	鱒淵上谷	黒川	○	○
331	土石流	鱒淵下谷	黒川	○	○
332	土石流	島谷	黒川	○	○
333	土石流	笠ノ尾谷	黒川	○	○
334	土石流	頭谷	黒川	○	○
335	土石流	初屋谷	黒川	○	○
336	土石流	奥黒地谷	黒川	○	
337	土石流	中山谷	黒川	○	○
338	土石流	若宮谷	黒川	○	○
339	土石流	日面谷	黒川	○	○
340	土石流	前平谷	黒川	○	○
341	土石流	赤の平	黒川	○	○
342	土石流	西谷	黒川	○	
343	土石流	寺下谷	黒川	○	○
344	土石流	北谷	黒川	○	○
345	土石流	加山谷	黒川	○	○
346	土石流	下新田谷	黒川	○	○
347	土石流	太田屋谷	三川	○	○
348	土石流	栃平東谷	切井	○	○
349	土石流	栃平谷	切井	○	○
350	土石流	東谷	赤河	○	○
351	土石流	小倉中谷	赤河	○	
352	土石流	洞谷	三川	○	
353	土石流	友淵谷	三川	○	
354	土石流	中根谷	三川	○	○
355	土石流	名越谷	三川	○	
356	土石流	上寺谷	河岐	○	
357	土石流	寺谷	河岐	○	
358	土石流	田代東谷	河岐	○	○
359	土石流	田代川	河岐	○	○
360	土石流	小井戸谷	河岐	○	
361	土石流	黒谷	上佐見	○	○
362	土石流	間屋洞谷	上佐見	○	○
363	土石流	鳥屋谷	上佐見	○	○
364	土石流	西ヶ洞北谷	上佐見	○	○
365	土石流	西ヶ洞南谷	上佐見	○	○
366	土石流	西ヶ洞中谷	上佐見	○	○
367	土石流	大洞谷	上佐見	○	○
368	土石流	神田洞谷	上佐見	○	○
369	土石流	下神田洞谷	上佐見	○	
370	土石流	有吉谷	上佐見	○	○
371	土石流	吉神谷	上佐見	○	○
372	土石流	吉田南谷	上佐見	○	○
373	土石流	田口谷	上佐見	○	○
374	土石流	大寺谷	上佐見	○	○
375	土石流	寺前上谷	上佐見	○	○
376	土石流	寺前中谷	上佐見	○	○

番号	自然現象の種類	区域の名称 (溪流名)	所在地 (大字)	土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)
377	土石流	寺前下谷	上佐見	○	○
378	土石流	小屋洞谷 1	上佐見	○	○
379	土石流	小屋洞谷 2	上佐見	○	○
380	土石流	小屋南谷	上佐見	○	○
381	土石流	松尾谷	上佐見	○	○
382	土石流	松尾上谷	上佐見	○	○
383	土石流	松尾日向谷	上佐見	○	○
384	土石流	小野日向谷	上佐見	○	○
385	土石流	東洞下谷	上佐見	○	
386	土石流	久室谷	下佐見	○	
387	土石流	久田島上谷	下佐見	○	○
388	土石流	支洞谷	下佐見	○	○
389	土石流	笹尾谷	下佐見	○	○
390	土石流	久田島中谷	下佐見	○	○
391	土石流	柳家谷	下佐見	○	○
392	土石流	上中根谷上	下佐見	○	○
393	土石流	細尾谷 1	下佐見	○	○
394	土石流	細尾谷 2	下佐見	○	○
395	土石流	細尾谷 3	下佐見	○	○
396	土石流	細尾西谷	下佐見	○	○
397	土石流	上中根谷下	下佐見	○	○
398	土石流	中根谷	下佐見	○	○
399	土石流	下中根谷	下佐見	○	○
400	土石流	稲田東谷	下佐見	○	○
401	土石流	稲田西谷	下佐見	○	○
402	土石流	砂畑上谷	下佐見	○	○
403	土石流	大瀬谷	下佐見	○	○
404	土石流	細野谷	白山	○	○
405	土石流	室山中谷	下佐見	○	
406	土石流	室山谷	下佐見	○	○
407	土石流	室山下谷	下佐見	○	○
408	土石流	室渡谷	下佐見	○	○
409	土石流	無渡谷	白山	○	○
410	土石流	虎ノ介谷	白山	○	○
411	土石流	虎ノ子谷	白山	○	○
412	土石流	村君谷	坂ノ東	○	○
413	土石流	丸野谷	白山	○	○
414	土石流	使者見谷	白山	○	○
415	土石流	宇津尾上谷	白山	○	○
416	土石流	宇津尾中谷	白山	○	○
417	土石流	宇津尾下谷	白山	○	○
418	土石流	宇津尾支谷	白山	○	○
419	土石流	水晶谷	坂ノ東	○	○
420	土石流	見代谷	河東	○	○
421	土石流	鷲原谷	河東	○	○
422	土石流	竹ノ平谷 1	坂ノ東	○	○
423	土石流	竹ノ平谷 2	坂ノ東	○	○
424	土石流	上清水谷	坂ノ東	○	○

番号	自然現象の種類	区域の名称 (溪流名)	所在地 (大字)	土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)
425	土石流	大畑谷	坂ノ東	○	○
426	土石流	岩倉谷	坂ノ東	○	○
427	土石流	岩倉下谷	坂ノ東	○	○
428	土石流	中屋谷	中川	○	○
429	土石流	洞山西谷	中川	○	○
430	土石流	朴ノ木谷	中川	○	○
431	土石流	柳島上谷	和泉	○	○
432	土石流	広野谷	広野	○	○
433	土石流	若松谷	広野	○	○
434	土石流	響石谷 1	和泉	○	○
435	土石流	響石谷 2	和泉	○	○
436	土石流	出村上谷	和泉	○	○
437	土石流	奥田谷	黒川	○	○
438	土石流	下奥田谷	黒川	○	○
439	土石流	中新田上谷	黒川	○	○
440	土石流	中東谷	黒川	○	○
441	土石流	外山谷	黒川	○	○
442	土石流	鶯山谷	黒川	○	○
443	土石流	鳥谷	黒川	○	○
444	土石流	日面下谷	切井	○	○
445	土石流	上西谷	黒川	○	○
446	土石流	西野谷	黒川	○	○
447	土石流	下之平谷	黒川	○	○
448	土石流	奥ノ洞谷	黒川	○	○
449	土石流	小坂谷	黒川	○	○
450	土石流	松川上谷	黒川	○	○
451	土石流	下新田東谷	黒川	○	○
452	土石流	道遠谷	黒川	○	○
453	土石流	大洞谷	赤河	○	○
454	土石流	樽沼上谷	赤河	○	○
455	土石流	河原小屋谷	赤河	○	○
456	土石流	増田谷	赤河	○	○
457	土石流	大那木谷	赤河	○	○
458	土石流	一の谷 1	赤河	○	○
459	土石流	一の谷 2	赤河	○	○
460	土石流	二の谷	赤河	○	○
461	土石流	古田中谷	赤河	○	○
462	土石流	鎌倉谷	三川	○	○
463	土石流	出村下谷	和泉	○	○
464	土石流	仁洞谷	河岐	○	○
465	土石流	室原下谷	下佐見	○	○
466	土石流	上佐見 1	上佐見	○	○
467	土石流	上佐見 2	上佐見	○	○
468	土石流	上佐見 3	上佐見	○	○
469	土石流	上佐見 4	上佐見	○	○
470	土石流	上佐見 5	上佐見	○	○
471	土石流	和泉 1	和泉	○	○
472	土石流	和泉 2	和泉	○	○

番号	自然現象の種類	区域の名称 (溪流名)	所在地 (大字)	土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)
473	土石流	和泉3	和泉	○	
474	土石流	和泉4	和泉	○	○
475	土石流	三川	三川	○	○
476	土石流	上佐見6	上佐見	○	○
477	土石流	上佐見7	上佐見	○	○
478	土石流	上佐見8	上佐見	○	○
479	土石流	上佐見9	上佐見	○	○
480	土石流	上佐見10	上佐見	○	○
481	土石流	上佐見11	上佐見	○	○
482	土石流	上佐見12	上佐見	○	○
483	土石流	上佐見13	上佐見	○	○
484	土石流	上佐見14	上佐見	○	○
485	土石流	上佐見15	上佐見	○	○
486	土石流	上佐見16	上佐見	○	○
487	土石流	上佐見17	上佐見	○	○
488	土石流	上佐見18	上佐見	○	○
489	土石流	下佐見1	下佐見	○	
490	土石流	下佐見2	下佐見	○	○
491	土石流	下佐見3	下佐見	○	○
492	土石流	下佐見4	下佐見	○	○
493	土石流	下佐見5	下佐見	○	○
494	土石流	下佐見6	下佐見	○	○
495	土石流	白山	白山	○	○
496	土石流	坂ノ東1	坂ノ東	○	○
497	土石流	坂ノ東2	坂ノ東	○	○
498	土石流	坂ノ東3	坂ノ東	○	○
499	土石流	中川	中川	○	○
500	土石流	河東1	河東	○	○
501	土石流	河東2	河東	○	○
502	土石流	広野1	広野	○	○
503	土石流	広野2	広野	○	○
504	土石流	広野3	広野	○	○
505	土石流	和泉5	和泉	○	○
506	土石流	和泉6	和泉	○	○
507	土石流	水戸野1	水戸野	○	○
508	土石流	水戸野2	水戸野	○	○
509	土石流	黒川1	黒川	○	○
510	土石流	黒川2	黒川	○	○
511	土石流	黒川3	黒川	○	○
512	土石流	黒川4	黒川	○	○
513	土石流	黒川5	黒川	○	○
514	土石流	黒川6	黒川	○	○
515	土石流	黒川7	黒川	○	○
516	土石流	黒川8	黒川	○	
517	土石流	黒川9	黒川	○	○
518	土石流	黒川10	黒川	○	○
519	土石流	黒川11	黒川	○	○
520	土石流	黒川12	黒川	○	○

番号	自然現象の種類	区域の名称 (溪流名)	所在地 (大字)	土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)
521	土石流	黒川 13	黒川	○	○
522	土石流	黒川 14	黒川	○	○
523	土石流	黒川 15	黒川	○	
524	土石流	黒川 16	黒川	○	
525	土石流	黒川 17	黒川	○	
526	土石流	黒川 18	黒川	○	○
527	土石流	黒川 19	黒川	○	○
528	土石流	黒川 20	黒川	○	○
529	土石流	黒川 21	黒川	○	○
530	土石流	三川 2	三川	○	○
531	土石流	赤河 1	赤河	○	○
532	土石流	赤河 2	赤河	○	○
533	土石流	赤河 3	赤河	○	○
534	土石流	赤河 4	赤河	○	○
535	土石流	赤河 5	赤河	○	○
536	土石流	赤河 6	赤河	○	
537	土石流	上佐見 19	上佐見	○	○
538	土石流	上佐見 20	上佐見	○	○
	急傾斜地の崩壊			273 箇所	273 箇所
	土石流			265 箇所	233 箇所
	地すべり			0 箇所	0 箇所
	計			538 箇所	506 箇所

3-2 白川町内の土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設

令和7年12月現在

番号	施設種別	施設名	住 所	警戒種別
1	福祉施設	元気の館	加茂郡白川町河岐305-12	急傾斜
2	福祉施設	佐見デイサービスセンター せせらぎ園	加茂郡白川町下佐見2510-2	急傾斜
3	福祉施設	気楽園	加茂郡白川町黒川1918-1	洪水
4	福祉施設	桜のさと	加茂郡白川町黒川941-3	土石流・洪水
5	福祉施設	サンシャイン美濃白川	加茂郡白川町坂ノ東5500-1	洪水
6	福祉施設	福祉センター さわやか白楽園	加茂郡白川町三川2065-2	洪水
7	福祉施設	あいらんど美濃白川	加茂郡白川町河岐2-4	洪水
8	福祉施設	かわばた荘	加茂郡白川町坂ノ東5467-1	洪水
9	福祉施設	かわまた茶寮	加茂郡白川町河岐1729-5	洪水
10	医療施設	白川町保健センター	加茂郡白川町河岐1645-1	急傾斜・洪水
11	医療施設	大賀医院	加茂郡白川町赤河1431	急傾斜・洪水
12	医療施設	白川病院	加茂郡白川町坂ノ東5770	洪水
13	児童施設	白川保育園	加茂郡白川町和泉575	土石流
14	児童施設	白川北保育園	加茂郡白川町坂ノ東4875-2	急傾斜・洪水
15	児童施設	佐見保育園	加茂郡白川町上佐見3451-1	土石流・洪水
16	児童施設	光の子保育園	加茂郡白川町三川1210-2	土石流・洪水
17	教育施設	黒川保育園	加茂郡白川町黒川124-1	洪水
18	教育施設	白川小学校	加茂郡白川町坂ノ東4310	土石流・洪水
19	教育施設	黒川小学校	加茂郡白川町黒川2808-1	土石流
20	教育施設	佐見小学校	加茂郡白川町上佐見1957	土石流・洪水
21	教育施設	白川中学校	加茂郡白川町河岐1830	急傾斜・洪水
22	教育施設	黒川中学校	加茂郡白川町黒川2929	土石流

3-3 一級河川

番号	河川名	区間	河川延長	一級河川 指定年月日 告示番号	河川区域 指定年月日 告示番号	河川保全区域	
						指定 年月日 告示番号	幅員 (m)
1	飛驒川	大野郡高根村大字阿多野郷字牧の沢549番地先及び字黒谷600番地先から木曽川合流点に至る	36,800m	S40.3.24 政令第43号	S48.2.20 変更 S51.3.31 県第214号	T9.1.21 第17号	無堤部28 有堤部10
2	白川	恵那郡加子母村字小郷東3番の595番地先及び字上下島325番の1地先から飛驒川合流点に至る	30,982m	S40.3.24 政令第43号	S51.3.31 県第213号	T9.1.21 第17号	無堤部28 有堤部10
3	田代沢川	加茂郡白川町大字河岐字貝洞582番の4地先及び字中山529番地先から白川合流点に至る	405m	S42.5.25 政令第75号			
4	黒川	加茂郡白川町大字黒川字大洞1026番地先及び字赤羽1117番地先から白川合流点に至る	22,080m	S40.3.24 政令第43号		T9.1.21 第17号	無堤部28 有堤部10
5	赤川	加茂郡白川町大字切井字日陰1343番地先及び同1135番の3地先から黒川合流点に至る	9,164m	S44.3.20 政令第31号		T9.1.21 第17号	無堤部28 有堤部10
6	栃平川	加茂郡白川町大字切井字石木2811番の1の13地先及び2811番の1の11地先から赤川合流点に至る	2,210m	S44.3.20 政令第31号			
7	柿反川	加茂郡白川町大字黒川字向山1964番の6地先及び1965番地先から黒川合流点に至る	3,927m	S40.3.24 政令第43号		T9.1.21 第17号	無堤部28 有堤部10
8	洞山川	加茂郡白川町大字中川字坂ノ向723番地の2地先及び2811番の1の11地先から白川合流点に至る	2,390m	S44.3.20 政令第31号			
9	佐見川	加茂郡白川町大字上佐見字越原口7038番地先及び字山田6730番の1地先から飛驒川合流点に至る	19,582m	S40.3.24 政令第43号		T9.1.21 第17号	無堤部28 有堤部10
10	稲田川	加茂郡白川町大字下佐見字寝伏夜野4165番地先及び字菜畑4303番の4地先から佐見川合流点に至る	2,200m	S44.3.20 政令第31号			
11	小野日蔭川	加茂郡白川町大字上佐見字藤島1048番地の1地先及び字峠ノ外990番地の5地先から佐見川合流点に至る	2,185m	S44.3.20 政令第31号			

4 消防に関する資料

4-1 白川町消防団組織

(1) 組織及び人員計画

(令和7年4月1日現在)

編 成	編成区域	分団本部 場 所	人員	階級ごとの人員
本 部	全 町	白川町 役場	16	団長1 副団長3 分団長5 部長2 班長1 団員5
第1分団	和泉・広野・中川・ 水戸野・河岐・ 坂ノ東のうち下金	白川町 町民会館	51	分団長1 副分団長3 部長3 班長9 団員49
第2分団	白山・河東・坂ノ東 (下金を除く)	白川北 出張所	57	分団長1 副分団長3 部長3 班長10 団員56
第3分団	赤河・三川・切井	蘇 原 出張所	83	分団長1 副分団長3 部長4 班長12 団員70
第4分団	黒川	黒 川 出張所	83	分団長1 副分団長3 部長4 班長12 団員70
第5分団	上佐見・下佐見	佐 見 出張所	46	分団長1 副分団長3 部長3 班長9 団員49
計			336	

(2) 消防団の部隊編成及び機械器具の配置



(3) 白川町消防団消防施設一覧表

(令和7年4月1日現在)

No	分団	部	班	区 分	建 築 年 度	構 造	屋 根	階 層	延床面積
1	1	1		和泉消防詰所	H6	木造	瓦葺	平屋建	72.87 m ²
2	1	1		広野消防器具庫	S63	木造	カラーベスト葺	平屋建	24.84 m ²
3	1	1		中川消防詰所	S51	鉄骨造	スレート葺	平屋建	65.34 m ²
4	1	2		白川口消防詰所	S59	鉄骨造	折板葺	二階建	173.13 m ²
5	2	1		油井消防詰所	S58	鉄骨造	カラーベスト葺	平屋建	93.15 m ²
6	2	1		野原消防詰所	R5	木造	ガルバリウム鋼板	平屋建	124.22 m ²
7	2	2		広島消防詰所	H11	木造	瓦葺	平屋建	99.37 m ²
8	2	2		大利消防詰所	S52	鉄骨造	鉄板瓦棒葺	平屋建	72.90 m ²
9	3	1		赤河消防詰所	H4	木造	瓦葺	平屋建	103.70 m ²
10	3	1		日向消防器具庫	S59	鉄骨造	折板葺	平屋建	33.59 m ²
11	3	2		三川消防詰所	H27	木造	ガルバリウム鋼板	平屋建	124.22 m ²
12	3	2		上田消防器具庫	S62	木造	カラー鉄板葺	平屋建	26.49 m ²
13	3	3		切井消防詰所	H5	木造	瓦葺	平屋建	104.34 m ²
14	3	3		稲中消防器具庫	S60	木造	鉄板瓦棒葺	平屋建	33.05 m ²
15	4		1	中新田消防詰所	H20	木造	瓦葺	平屋建	162.56 m ²
16	4		4	中ノ平消防詰所	H24	木造	瓦葺	平屋建	124.22 m ²
17	4		3	北黒川消防車庫	H9	木造	鉄板瓦棒葺	平屋建	33.12 m ²
18	4		5	小畑消防器具庫	S56	鉄骨造	スレート葺	平屋建	13.50 m ²
19	4		6	下ノ平消防詰所	H12	木造	瓦葺	平屋建	105.99 m ²
20	5	1		有吉消防詰所	S60	木造	カラーベスト葺	平屋建	105.76 m ²
21	5	1		大寺小野消防詰所	H10	木造	瓦葺	平屋建	72.90 m ²
22	5	2		成山消防詰所	H23	木造	瓦葺	平屋建	81.98 m ²
23	5	2		薄野消防詰所	S48	鉄骨造	スレート葺	平屋建	66.96 m ²

(4) 消防車輛

(令和7年4月1日現在)

No.	所属分団	車 両 名	配置場所	登録ナンバー	登録年月日
1	第1分団	和泉積載車	和泉消防詰所	岐阜 800 せ 2364	H22. 3. 16
2	第1分団	広野積載車	広野消防器具庫	岐阜 880 あ 1225	H25. 2. 26
3	第1分団	中川積載車	中川消防詰所	岐阜 832 そ 119	H23. 2. 17
4	第1分団	白川口自動車	白川口消防詰所	岐阜 800 せ 2356	H22. 3. 15
5	第2分団	油井積載車	油井消防詰所	岐阜 800 せ 965	H21. 3. 3
6	第2分団	野原積載車	野原消防詰所	岐阜 800 せ 9023	H28. 3. 17
7	第2分団	広島積載車	広島消防詰所	岐阜 832 た 119	H23. 2. 17
8	第2分団	大利積載車	大利消防詰所	岐阜 800 せ 7918	H27. 3. 25
9	第3分団	赤河積載車	赤河消防詰所	岐阜 800 せ 2363	H22. 3. 16
10	第3分団	日向積載車	日向消防器具庫	岐阜 800 す 9841	H20. 4. 22
11	第3分団	三川本郷積載車	三川消防詰所	岐阜 832 ち 119	H23. 2. 17
12	第3分団	上田積載車	上田消防器具庫	岐阜 880 あ 1075	H24. 3. 13
13	第3分団	追分積載車	切井消防詰所	岐阜 800 せ 7917	H27. 3. 25
14	第3分団	稲中積載車	稲中消防器具庫	岐阜 800 せ 939	H21. 2. 25
15	第4分団	中新田積載車	中新田消防詰所	岐阜 800 せ 937	H21. 2. 25
16	第4分団	中之平積載車	中之平消防詰所	岐阜 800 せ 9022	H28. 3. 17
17	第4分団	柿反積載車	北黒川消防器具庫	岐阜 800 せ 938	H21. 2. 25
18	第4分団	下之平積載車	下之平消防詰所	岐阜 832 つ 119	H23. 2. 22
19	第5分団	吉田積載車	有吉消防詰所	岐阜 800 そ 76	H29. 3. 7
20	第5分団	小野積載車	大寺小野消防詰所	岐阜 800 せ 2357	H22. 3. 15
21	第5分団	成山積載車	成山消防詰所	岐阜 832 て 119	H23. 2. 22

4-2 林野火災対策用資器材一覧

火災用資材名	配置数	配置場所					
		本部	第1分団	第2分団	第3分団	第4分団	第5分団
ジェットシューター	172	28	20	28	44	31	21
ナタ	240	77	23	28	56	35	21
トビ	287	114	23	28	61	40	21
発電機	30	2	6	7	7	5	3

4-3 自主防災組織

(1) 自主防災組織一覧

名称	編成自治協議会名	編成自治会名
白川口自主防災会	白川口自治協議会	両神・本郷・小原一・小原二 小原三・下金
泉野自治協議会自主防災団	泉野自治協議会	和泉・広野
水戸野自治会自主防災会	中野自治協議会	水戸野
中川自治会自主防災会		中川
宇津尾自治会自主防災会	大山自治協議会	宇津尾
油井自治会自主防災会		油井
野原地区自主防災会		野原
村君自治会自主防災会		村君
新津自治会自主防災会	坂ノ東自治協議会	新津
小川自治会防災会		小川
広島自治会防災会		広島
大利自治防災会		大利
葛牧自主防災会		葛牧
切井地区自主防災会	切井自治協議会	中の瀬・丑丸・川畑・中切 切井本郷・追分・塔洞・鹿折 中央・稲中・石木
赤河地区自主防災会	赤河自治協議会	上赤河・後山・日向・赤河本郷 小倉・下古野・増田・下赤河 古田
三川地区自主防災会	三川自治協議会	下平・山寄・藤井 三川本郷・上田
黒川地区自主防災会	南黒川自治協議会	中切・中之平・鱒測・中新田
	東黒川自治協議会	奥新田・柿反上・柿反中
	北黒川自治協議会	日面下・小畑・下之平
	西黒川自治協議会	小坂・下新田
佐見地区自主防災会	佐見自治協議会	有本・吉田・大寺・小野・久室 成山・稲田・薄野・徳田

(2) 自主防災組織の活動内容

平時の活動例

対 策	内 容
消火対策	1 火災予防の啓発 2 延焼危険地区、消防水利等の把握
救出対策	1 救出用資器材の整備計画の立案 2 建設業者などへの重機の事前協力要請
救護対策	1 各世帯への救急医薬品の保有指導 2 応急手当講習会の実施 3 負傷者受入れについての医療機関との協議
情報対策	1 情報の収集、伝達方法の立案 2 地震についての知識の収集及び啓発
災害時要援護者対策	1 自力で避難困難な災害弱者のリストアップ 2 災害時要援護弱者の避難計画の作成 3 防災知識の普及
他組織との連携対策	1 町本部との連絡体制の確立 2 町内防災関係機関や隣接町内会、事業所との連絡方法の確立
避難対策	1 避難対象地区の把握 2 避難路の決定と周知
給食給水対策	1 各世帯への備蓄の徹底 2 飲料水が確保できる場所の把握 3 炊出し、配分計画の立案
防災訓練	1 個別訓練の随時実施 2 町が行う防災訓練への参加
備蓄	1 活動に必要な資機材、物資を順次備蓄 2 備蓄資機材、物資の管理、点検

災害時の活動例

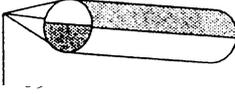
対 策	内 容
消火対策	1 各自家庭における火の始末 2 初期消火の実施 3 延焼の場合は消火活動
救出対策	1 初期救出の実施 2 建設業者への応援要請
救護対策	1 軽傷者は各世帯で処置 2 各世帯で不可能な場合は町救護班に依頼 3 重傷者などの医療機関への搬送
情報対策	1 各世帯による被害状況のとりまとめ 2 情報の集約 3 重要情報の各世帯への広報 4 地域住民の安否、入院先、疎開先等の情報収集
災害弱者対策	1 災害弱者の避難救護 2 避難所における災害弱者への協力
他組織との連携対策	1 被災状況等の町本部への報告 2 町内防災機関や隣接町内会、事業所との情報交換 3 安否等住民に関する情報の町への提供
避難対策	1 避難路の安全確認 2 避難者の誘導(組織的避難の実施)
給食給水対策	1 飲料水の確保 2 炊出しの実施 3 飲料水、食料などの公平配分

4-4 町内の重要水防箇所

重要水防箇所（県管理区間）

建設事務所名	注意度	水系名	河川名	左右岸の別	地先名	延長	理由	摘要 ()内は水防工法参考例
可茂	B	木曾川	赤川	右	加茂郡白川町赤河林道大郡木橋下流	700	護岸不備	(積土のう工)
可茂	B	木曾川	白川	左	加茂郡白川町河岐飛驒川合流点から上流	300	護岸不備	(積土のう工)

4-5 消防信号

信号別	種 別	打 鐘 信 号	余いん防止付 サイレン信号
火 災 信 号	近 火 信 号 (消防詰所から約800m 以内のとき)	○-○-○-○-○ (連 打)	約3秒 ○- ○- ○- ○- 約2秒(短声連点)
	出 場 信 号 (署所団出場区域内)	○-○-○ ○-○-○ (三 点)	約5秒
	応 援 信 号 (署所団特命応援出場 のとき)	○-○ ○-○ ○-○ (二 点)	○- ○- ○- 約6秒
	報 知 信 号 (出場区域外の火災を 認知したとき)	○ ○ ○ ○ ○ ○ (一 点)	
	鎮 火 信 号	○ ○-○ ○ ○-○ (一点と二点との斑打)	
山 林 火 災 信 号	出 場 信 号 (署所団出場区域内)	○-○-○ ○-○ (三点と二点との斑打)	約10秒 ○- ○- 約2秒
	応 援 信 号 (署所団特命応援出場)	同 上	同 上
火 災 警 報 信 号	火災警報発令信号	○ ○-○-○-○ ○ ○-○-○-○ (一点と四点との斑打) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>掲示板</p> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">火災警報発令中</div> 赤地に白地吹流し  </div>	約30秒 ○- ○- 約6秒
	火災警報解除信号	○ ○ ○-○ ○ ○ ○-○ (一点二個と二点との斑打) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> 口頭伝達・掲示板の撤去・吹き流し及び旗の降下 </div>	約10秒 約1分 ○- ○- 約3秒
演 習 招 集 号	演習招集信号	○ ○-○-○ ○ ○-○-○ (一点と三点との斑打)	約15秒 ○- ○- 約6秒

4-6 危険物取扱い施設一覧

種 別	名 称	地 区	電 話
石 油	榑間石油店 白川給油所	河岐	74-0133
	榑間石油店 美濃黒川給油所	黒川	77-2151
	ぬいや商店	黒川	77-1130
	JAめぐみの 三川給油所	三川	72-2180
	〃 佐見給油所	上佐見	76-2002
ガ ス	白川ガス協業組合	三 川	72-1125
	JAめぐみの 美濃白川支店	河 岐	72-1256

4-7 防災事業

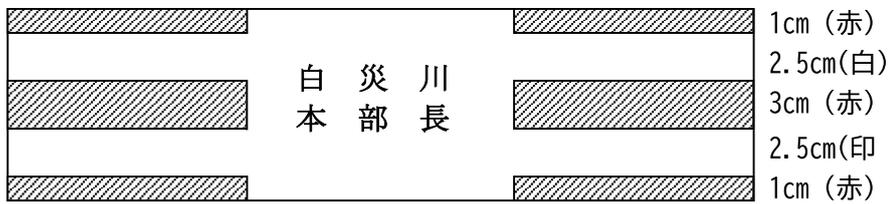
事業区分	事 業 年 度					
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
消 防 ポンプ自動車	—	—	—	—	—	—
小 型 動 力 ポンプ付積載車	2	2	—	—	—	—
消 防 詰 所	—	1	—	—	—	—
飲料水兼用耐震性防火槽	—	—	—	1	2	—
防 火 水 槽 有 蓋 化	—	—	—	—	—	—

事業区分	事 業 年 度					
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
消 防 ポンプ自動車	—	—	—	—	—	—
小 型 動 力 ポンプ付積載車	—	—	—	—	—	—
消 防 詰 所	—	—	—	1	—	—
飲料水兼用耐震性貯水槽	—	—	—	—	—	—
防 火 水 槽 有 蓋 化	—	—	—	8	7	8

5 災害対策本部に関する資料

5-1 腕章様式

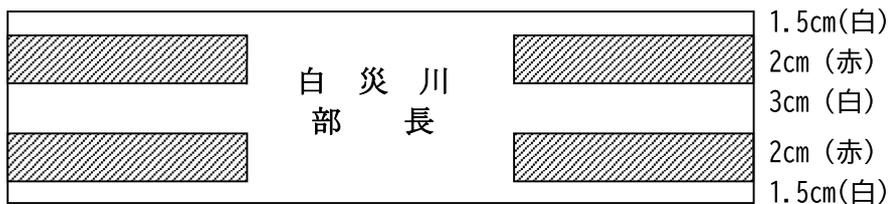
(1) 本部長用腕章



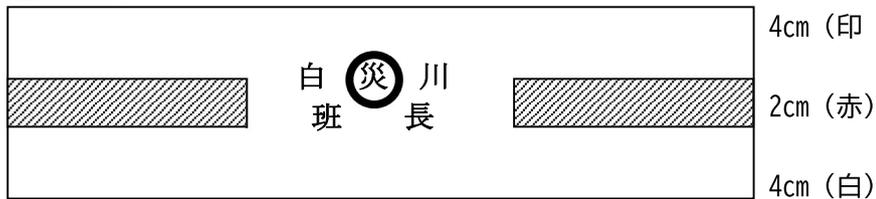
(2) 副本部長用腕章



(3) 部長用腕章



(4) 班長用腕章

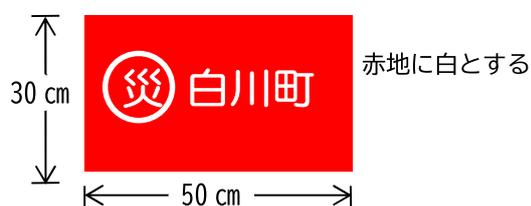


(5) 一般班員、支部員用腕章



(注)腕章の大きさは、長さ38cm、幅10cmとする。

5-2 標旗様式



6 通信に関する資料（白川町防災行政無線局）

6-1 同報無線

局の種類	呼出名称	設(常)置場所	備考
固定局	こうほうしらかわ はくさん	岐阜県加茂郡白川町河岐1705-2	役場本庁
固定局	しらかわはくさん	岐阜県加茂郡白川町水戸野1096	白山中継所
拡声子局	やくば	岐阜県加茂郡白川町河岐 1705-2	役場
	おばらいち	岐阜県加茂郡白川町河岐 1878-2	小原一
	しもがね	岐阜県加茂郡白川町坂ノ東 6938-2	下金
	しま	岐阜県加茂郡白川町河岐 2-5	島
	いずみ	岐阜県加茂郡白川町和泉 582	和泉
	ひろの	岐阜県加茂郡白川町広野 328	広野
	クオーレのさと	岐阜県加茂郡白川町和泉 163-1	クオーレの里
	みどの	岐阜県加茂郡白川町水戸野 474-2	水戸野
	なかや	岐阜県加茂郡白川町中川 377	中屋
	ゆい	岐阜県加茂郡白川町白山 1566-5	油井
	うとう	岐阜県加茂郡白川町白山 971-1	宇津尾
	のわら	岐阜県加茂郡白川町河東 395	野原
	しんず	岐阜県加茂郡白川町坂ノ東 1160	新津
	おがわ	岐阜県加茂郡白川町坂ノ東 1798-13	小川
	ひろしま	岐阜県加茂郡白川町坂ノ東 4727-5	広島
	おおり	岐阜県加茂郡白川町坂ノ東 5741-1	大利
	くずまき	岐阜県加茂郡白川町河東 2324-1	葛牧
	かわばた	岐阜県加茂郡白川町切井 930-2	川畑
	きりいほんごう	岐阜県加茂郡白川町切井 1165	切井本郷
	なかのせ	岐阜県加茂郡白川町切井 219-2	中の瀬
	とうぼら	岐阜県加茂郡白川町切井 1566-3	塔洞
	とうちゅう	岐阜県加茂郡白川町切井 2440	稲中
	かみあこう	岐阜県加茂郡白川町赤河 206-8	上赤河
	ひよも	岐阜県加茂郡白川町赤河 864-1	日向
	したこの	岐阜県加茂郡白川町赤河 1425-9	下古野
	しもあこう	岐阜県加茂郡白川町赤河 1833-1	下赤河
	ふじい	岐阜県加茂郡白川町三川 1388-1	藤井
	みかわほんごう	岐阜県加茂郡白川町三川 1210-23	三川本郷
	うえだいち	岐阜県加茂郡白川町三川 2542-1	上田一
	しもだいら	岐阜県加茂郡白川町三川 83-1	下平
	くろかわなかぎり	岐阜県加茂郡白川町黒川 128-2	黒川中切
	なかのたいら	岐阜県加茂郡白川町黒川 1774-1	中之平
	ますぶち	岐阜県加茂郡白川町黒川 1483-1	鱒淵
	なかしんでん	岐阜県加茂郡白川町黒川 1241-1	中新田
	おくしんでん	岐阜県加茂郡白川町黒川 1111	奥新田
	かきぞれかみ	岐阜県加茂郡白川町黒川 2188-1	柿反上
	ひおもしも	岐阜県加茂郡白川町黒川 2808-1	日面下
	こばた	岐阜県加茂郡白川町黒川 3316-3	小畑
	しものたいら	岐阜県加茂郡白川町黒川 3691-5	下之平
	ありもと	岐阜県加茂郡白川町上佐見 5981-1	有本
よしだ	岐阜県加茂郡白川町上佐見 4338-2	吉田	
拡声子局	この	岐阜県加茂郡白川町上佐見 1887	小野

局の種類	呼出名称	設(常)置場所	備考
	おおてら	岐阜県加茂郡白川町上佐見 97-2	大寺
	なりやま	岐阜県加茂郡白川町下佐見 1759-2	成山
	いなだ	岐阜県加茂郡白川町下佐見 4418	稲田
	ゆい2	岐阜県加茂郡白川町白山 1909	油井 2
	たいけんむら	岐阜県加茂郡白川町下佐見 3670-1	体験村
	いずみ2	岐阜県加茂郡白川町和泉 1163-1	和泉 2
	たしろ	岐阜県加茂郡白川町和泉 1800-1	田代
	みどの2	岐阜県加茂郡白川町水戸野 80	水戸野 2
	すぎき	岐阜県加茂郡白川町中川 1401	須崎
	やまより	岐阜県加茂郡白川町赤河 2083-3	山寄
	やまより2	岐阜県加茂郡白川町三川 578-5	山寄 2
	しもしんでん	岐阜県加茂郡白川町黒川 4056	下新田
	ふった	岐阜県加茂郡白川町赤河 1941-2	古田
	おぐら	岐阜県加茂郡白川町赤河 1237-4	小倉
	ますだ	岐阜県加茂郡白川町赤河 1549-8	増田
	うしろやま	岐阜県加茂郡白川町赤河 653-11	後山
	うしまる	岐阜県加茂郡白川町切井 416-1	丑丸
	いしき	岐阜県加茂郡白川町切井 2954-2	石木
	かおれ	岐阜県加茂郡白川町切井 1718-2	鹿折
	とくた	岐阜県加茂郡白川町下佐見 2912-2	徳田
	すすきの	岐阜県加茂郡白川町下佐見 3582-1	薄野
	くむろ2	岐阜県加茂郡白川町下佐見 612-1	久室 2
	くむろ	岐阜県加茂郡白川町下佐見 1058-3	久室
	この2	岐阜県加茂郡白川町上佐見 2553-4	小野 2
	この3	岐阜県加茂郡白川町上佐見 1709-2	小野 3
	おおてら2	岐阜県加茂郡白川町上佐見 3727-3	大寺 2
	よしだ2	岐阜県加茂郡白川町上佐見 5404	吉田 2
	ありもと3	岐阜県加茂郡白川町上佐見 5740-13	有本 3
	ありもと2	岐阜県加茂郡白川町上佐見 6497-4	有本 2
	しものたいら2	岐阜県加茂郡白川町黒川 3472-2	下之平 2
	こばた2	岐阜県加茂郡白川町黒川 17-1	小畑 2
	かきぞれなか	岐阜県加茂郡白川町黒川 2712-1	柿反中
	なかのたいら2	岐阜県加茂郡白川町黒川 1689-4	中之平 2
	かきぞれかみ2	岐阜県加茂郡白川町黒川 7266-5	柿反上 2
	ますぶち2	岐阜県加茂郡白川町黒川 1286-2	鱒淵 2
	なかしんでん2	岐阜県加茂郡白川町黒川 900-38	中新田 2
	なかしんでん3	岐阜県加茂郡白川町黒川 1141-7	中新田 3
	うえだ2	岐阜県加茂郡白川町三川 2156-4	上田 2
	ピアチェーレ	岐阜県加茂郡白川町河東 3540-1	ピアチェーレ
	むらぎみ	岐阜県加茂郡白川町坂ノ東 342-2	村君
	うしまる2	岐阜県加茂郡白川町切井 491-4	丑丸 2
	こさか	岐阜県加茂郡白川町黒川 8627-3	小坂
	むど	岐阜県加茂郡白川町白山 146-8	無渡
	むろやま	岐阜県加茂郡白川町下佐見 2667-1	室山
	こさか2	岐阜県加茂郡白川町黒川 3798-1	小坂 2
	おばらさん	岐阜県加茂郡白川町河岐 1595-4	小原三
	ふじい2	岐阜県加茂郡白川町三川 1598-3	藤井 2

6-2 移動無線（デジタル簡易無線）

通番	子局名称	施設名称
1	白川町役場基地局	白川町役場
2	本部1	
3	本部2	
4	本部3	
5	本部4	
6	本部5	白川町町民会館
7	本部6	白川北ふれあいセンター
8	本部7	蘇原ふれあいセンター
9	本部8	黒川ふれあいセンター
10	本部9	佐見ふれあいセンター
11	第1分団車両	第1分団各詰所
12	第1分団1	
13	第1分団2	
14	第1分団3	
15	第1分団4	
16	第1分団5	第2分団各詰所
17	第2分団車両	
18	第2分団1	
19	第2分団2	
20	第2分団3	
21	第2分団4	第3分団各詰所
22	第2分団5	
23	第3分団車両	
24	第3分団1	
25	第3分団2	
26	第3分団3	第4分団各詰所
27	第3分団4	
28	第3分団5	
29	第4分団車両	
30	第4分団1	
31	第4分団2	第5分団各詰所
32	第4分団3	
33	第4分団4	
34	第4分団5	
35	第5分団車両	
36	第5分団1	
37	第5分団2	
38	第5分団3	
39	第5分団4	
40	第5分団5	

6-3 白川町同報無線 テレメーター 一覧表

呼出名称	設(常)置場所	子局名称	備 考
やくば	白川町河岐715	白川雨量	
なかや	白川町中川377	中屋雨量	
ゆい	白川町白山1566-5	油井雨量	
かわばた	白川町切井930-2	川畑雨量	
おくしんでん	白川町黒川1111	奥新田雨量	
ありもと	白川町上佐見5981-1	有本雨量	

7 広域緊急援助隊・緊急消防援助隊・自衛隊の受援に関する資料

7-1 活動拠点候補地

名 称	所在地	面 積	適用可能な 使 途	避難所指定の 有 無
白川町美濃白川クオーレの里	白川町和泉181-1	3,800㎡	自衛隊	○
白川町立白川中学校校舎・運動場	白川町河岐1830	10,000㎡	消防	○
白川町油井運動場	白川町白山1677	9,300㎡	警察	○

7-2 応援部隊の活動拠点指定の要件

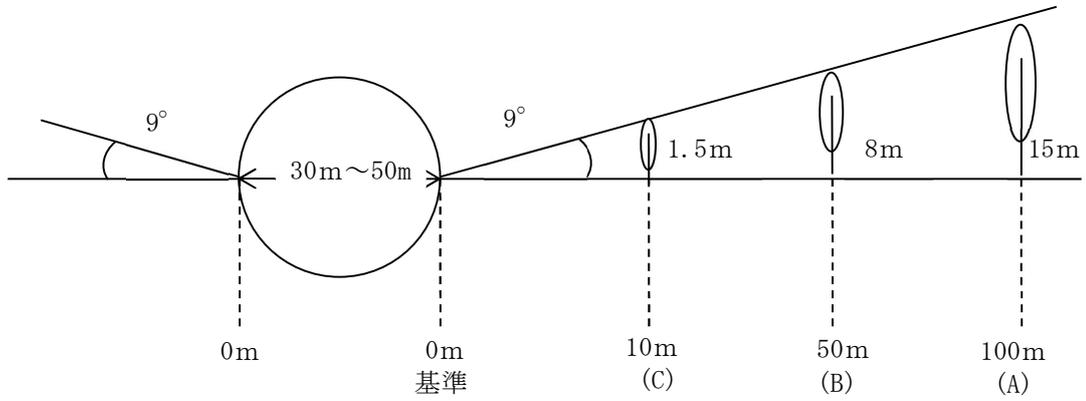
面積要件（条件に満たない施設である場合、最も広い面積を確保できる施設等を指定）

A	救援物資の集積拠点機能	・多数の大型トラックの出入りが可能で物資の荷さばきが可能なスペースを有する場所（約10,000～20,000㎡）
B	緊急消防援助隊の活動拠点 活動規模：消防車両25台、100人	・駐車場となる面積2,000㎡以上 ・野外宿泊に必要な面積1,000㎡以上（ただし、宿泊スペース：床面積620㎡が隣接している場合は不要）
C	広域緊急援助隊（警察）の活動 活動規模：車両10台、50人	・駐車場となる面積500㎡以上 ・野外宿泊に必要な面積500㎡以上（ただし宿泊拠点スペース：床面積310㎡が隣接している場合は不要）
D	自衛隊災害派遣部隊の活動拠点 活動規模：1個連隊約400人	・部隊の管理施設、野営施設、駐車場を展開できる面積：15,000㎡以上
E	広域医療搬送用拠点	・ヘリコプターの離着陸面として100×100m以上 ・ヘリコプターの離着陸面の外側にトリアージや中継医療を行う施設（例：一時受入12人分で6m×6mテント4つ分）を展開できるスペースを有する。

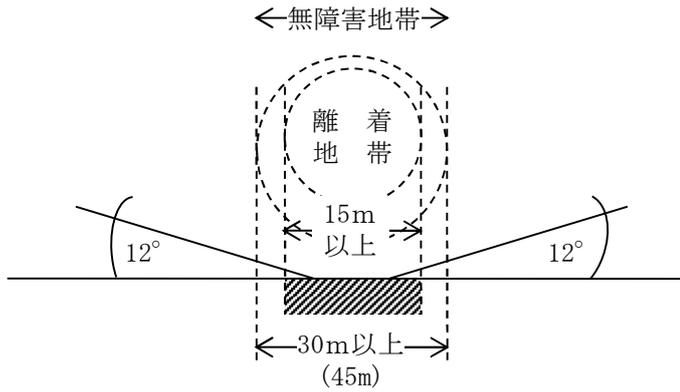
※なお、本面積要件は内閣府「東南海・南海地震活動要領」に関する調査と同様のもので、関係機関の意見に基づくもの。

7-3 自衛隊ヘリコプター派遣要請に関する留意事項

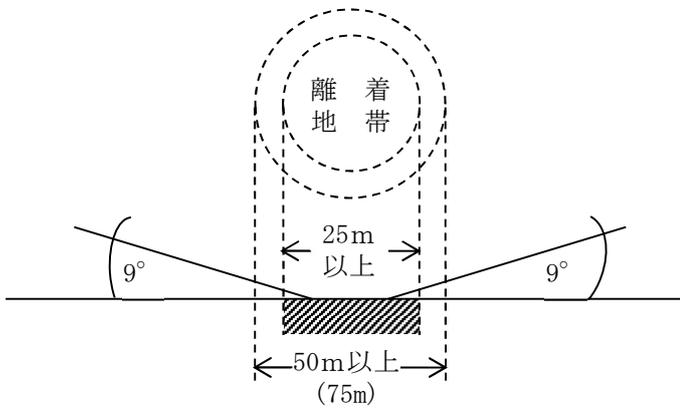
(1) 発着場



小型機（OH-6）の場合（カッコ内は夜間）

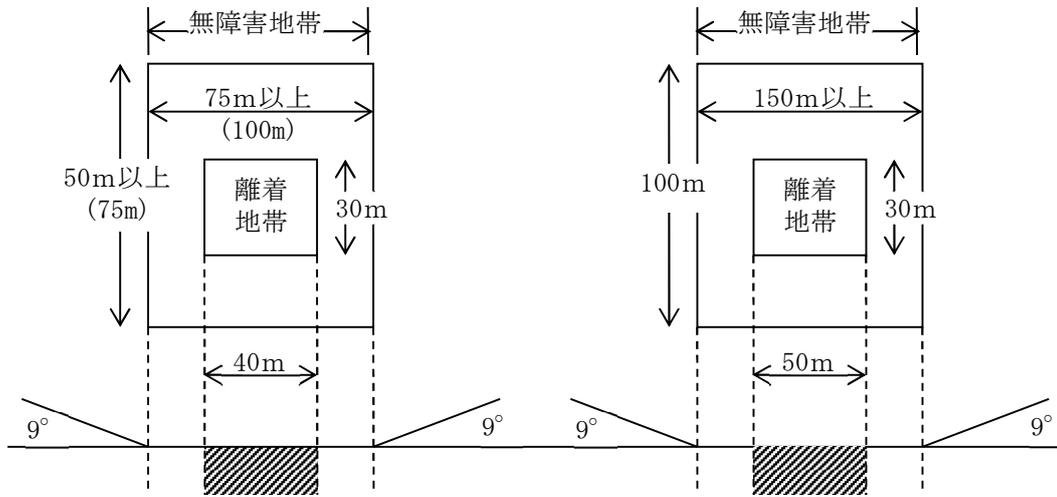


中型機（HU-1）の場合（カッコ内は夜間）



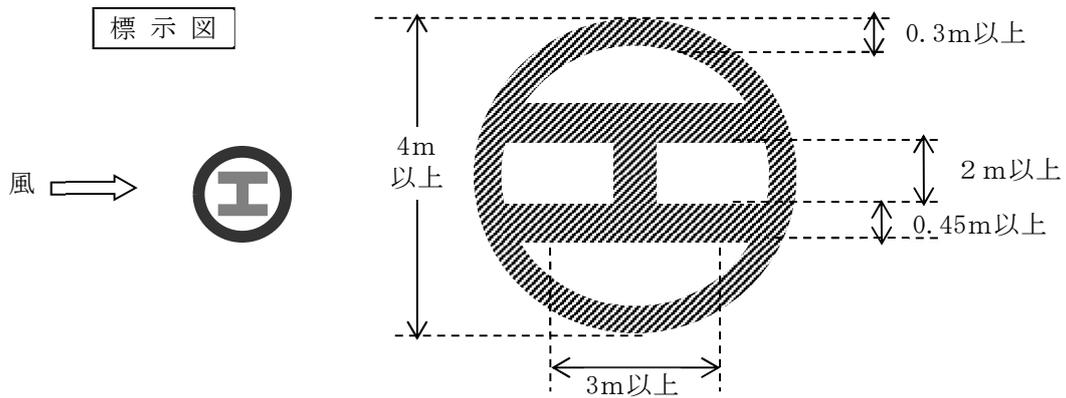
大型機 (V-107) の場合

(CH-47J) の場合



(2) 離着陸場の標示

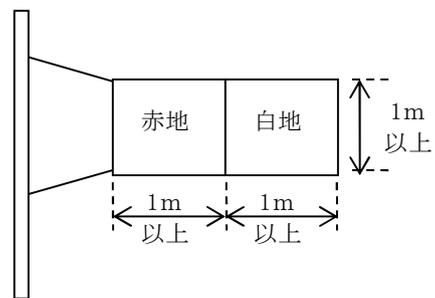
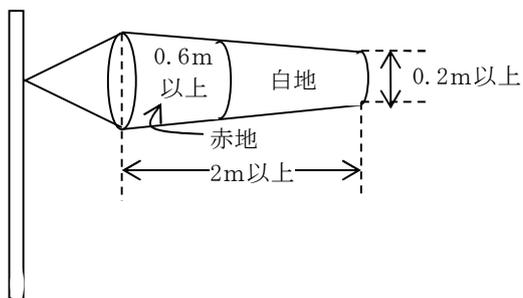
○風向きに対して、石灰等でエラー! ブックマークが定義されていません。を書くこと。



○ヘリポートの近くには、上空から風向、風速等の判定が確認できるよう吹き流し又は旗をたてるとともに、できれば発煙筒(積雪時は赤色又は着色したもの)を併用すること。

(吹き流し)

(旗)



8 輸送に関する資料

8-1 ヘリコプター離着可能場所一覧

施設名	所在地	地積 m×m	電話	座標
笹平運動公園	三川3751-92	130×87		E137° 18' 56" N 35° 32' 63"
佐見小学校 運動場	上佐見1957	130×62	76-2204	E137° 16' 20" N 35° 40' 21"
油井運動場	白山1677	130×70		E137° 11' 00" N 35° 37' 56"
白川小学校 運動場	坂ノ東4310	80×80	75-2120	E137° 10' 32" N 35° 36' 35"
白川中学校 運動場	河岐1830	90×85	72-1043	E137° 11' 56" N 35° 34' 45"
大野台パーク グラウンド	河岐1480	120×90		E137° 12' 76" N 35° 34' 23"
黒川小学校 運動場	黒川2808-1	130×70	77-1101	E137° 19' 40" N 35° 35' 39"
黒川中学校 運動場	黒川2929	70×130	77-1102	E137° 19' 27" N 35° 35' 48"
蘇原小学校 運動場	赤河1079-1	165×90	73-1007	E137° 15' 58" N 35° 32' 27"
切井運動場	切井1167-2	68×56		E137° 18' 56" N 35° 32' 63"
中之平緊急 ヘリポート	黒川1865-2	50×40		E137° 19' 45" N 35° 35' 34"
大寺緊急 ヘリポート	上佐見460	30×30		E137° 16' 48" N 35° 40' 24"
旧温泉施設 駐車場	河岐2-3	40×60		E137° 9' 32" N 35° 36' 00"
切井 ヘリポート	切井1362-1	30×60		E137° 18' 36" N 35° 32' 40"

本町のヘリコプター離着陸可能場所は、笹平運動場と大野台パークグラウンドを除いてすべて避難場所及び避難所に指定されているが、原則として避難者の車両等の乗り入れを禁止するものとする。

8-2 広域物流拠点（県が指定した本町の一時的集積配分拠点）

施設名	所在地	収納面積	連絡先	他用途
美濃茶白川流通センター	坂ノ東	770㎡	72-1311(役場)	荒茶集積搬送

9 避難に関する資料

9-1 指定緊急避難場所

【白川地区】

	施設名	所在地	警戒区域名	該当する各災害の避難場所			避難場所の区分	
				河川氾濫・浸水	風水害・土砂災害	地震災害	指定緊急	指定
1	白川町町民会館*	河岐1645-1		○	○	○	○	○
2	白川中学校(体育館)	河岐1830						
3	広野集会場	広野336		○	○	○	○	—
4	和泉体育館	和泉342-2						
5	中川公民館	中川952-2		○	○	○	○	—

【白川北地区】

	施設名	所在地	警戒区域名	該当する各災害の避難場所			避難場所の区分	
				河川氾濫・浸水	風水害・土砂災害	地震災害	指定緊急	指定
1	宇津尾公民館	白山972-4		○	○	○	○	—
2	油井運動場	白山1668-1		○	—	○	○	○
3	村君公民館	坂ノ東331		○	○	○	○	—
4	白川茶流通センター	坂ノ東5231-1		○	○	○	○	—
5	大利公民館	坂ノ東6056-1		○	○	○	○	—
6	白川病院	坂ノ東5770		○	○	○	○	—
7	道の駅「美濃白川」	坂ノ東3500-1		○	○	○	○	—
8	飛騨川漁業協同組合	坂ノ東6983-6						
9	白川北ふれあいセンター	河東763						

【切井地区】

	施設名	所在地	警戒区域名	該当する各災害の 避難場所			避難場所の 区分	
				河川氾濫 ・ 浸水	風水害 ・ 土砂災害	地震 災害	指定 緊急	指定
1	中の瀬公会堂	切井221		○	○	○	○	—
2	丑丸集会場	切井465-6		○	○	○	○	—
3	川畑集会場	切井861		○	○	○	○	—
4	切井中切集会場	切井1227-3		○	○	○	○	—
5	追分公会堂	切井1395-1		○	○	○	○	—
6	塔洞集会場	切井1949-2		○	○	○	○	—
7	鹿折公民館	切井1675-1		○	○	○	○	—
8	蘇原保育園	切井1168-3		○	○	○	○	—
9	中央公民館	切井2206-1-2						
10	稲中公民館	切井2445-15						

【赤河地区】

	施設名	所在地	警戒区域名	該当する各災害の 避難場所			避難場所の 区分	
				河川氾濫 ・ 浸水	風水害 ・ 土砂災害	地震 災害	指定 緊急	指定
1	上赤河公会堂	赤河206-9		○	○	○	○	—
2	後山公会堂	赤河653-11		○	○	○	○	—
3	日向公会堂	赤河931-4		○	○	○	○	○
4	白竹の里	赤河1454-2		○	○	○	○	○
5	蘇原ふれあい センター※	赤河1060-2		○	○	○	○	○
6	蘇原小学校※	赤河1163-3		○	○	○	○	○
7	昌寿寺	赤河1444-6		○	○	○	○	○
8	下赤河公民館	赤河1848-17		○	○	○	○	○
9	古田公民館	赤河1942-2		○	○	○	○	○

【三川地区】

	施設名	所在地	警戒区域名	該当する各災害の避難場所			避難場所の区分	
				河川氾濫・浸水	風水害・土砂災害	地震災害	指定緊急	指定
1	下平公民館	三川80-1		○	○	○	○	○
2	福祉センター	三川2065-2		○	○	○	○	○
3	上田公会堂	三川2855-1		○	○	○	○	—

【黒川地区】

	施設名	所在地	警戒区域名	該当する各災害の避難場所			避難場所の区分	
				河川氾濫・浸水	風水害・土砂災害	地震災害	指定緊急	指定
1	黒川保育園	黒川124-1		○	○	○	○	○
2	黒川中切公民館	黒川312-5						
3	めぐみの農協黒川支店	黒川1812-7		○	○	○	○	—
4	鱒淵公民館	黒川1458-3		○	○	○	○	—
5	中新田公民館	黒川804-24		○	○	○	○	—
6	奥新田公民館	黒川1030-2		○	○	○	○	—
7	黒川ふれあいセンター	黒川1821-4						
8	黒川いこいの家	黒川3640-1		○	○	○	○	○
9	小坂公民館	黒川4236-1		○	○	○	○	—

【佐見地区】

	施設名	所在地	警戒区域名	該当する各災害の避難場所			避難場所の区分	
				河川氾濫・浸水	風水害・土砂災害	地震災害	指定緊急	指定
1	大寺公民館	上佐見377		○	○	○	○	—
2	佐見保育園	上佐見3451-1		○	○	○	○	—
3	佐見ふれあいセンター	上佐見1957-1		○	○	○	○	—
4	久室公民館	下佐見505-1		○	○	○	○	—
5	薄野公民館	下佐見3908-5						
6	徳田公民館	下佐見2975-7		○	○	○	○	—
7	室山公民館	下佐見2619-5						

※は指定避難所と兼用

9-2 指定避難所

【白川地区】

	施設名	所在地	警戒区域名	該当する各災害の避難場所		
				河川氾濫・浸水	風水害・土砂災害	地震災害
1	白川町民会館	河岐1645-1	土砂災害危険区域内	○	○	○
2	白川中学校 (体育館)	河岐1830	土砂災害危険区域内	○	○	○
3	あいらんど 美濃白川	河岐2-4		○	○	○
4	和泉体育館	和泉342-2				

【白川北地区】

	施設名	所在地	警戒区域名	該当する各災害の避難場所		
				河川氾濫・浸水	風水害・土砂災害	地震災害
1	油井公民館	白山1668-1		○	○	○
2	白川北ふれあい センター	河東763		○	○	○
3	白川小学校 (体育館)	坂ノ東4310		○	○	○
4	サンシャイン 美濃白川	坂ノ東5500-1		○	○	○

【蘇原地区】

	施設名	所在地	警戒区域名	該当する各災害の避難場所		
				河川氾濫・浸水	風水害・土砂災害	地震災害
1	蘇原ふれあい センター	赤河1060-1		○	○	○
2	蘇原小学校 (体育館)	赤河1163-3	土砂災害危険区域内	○	○	○
3	蘇原保育園	切井1168-3				
4	福祉センター 白楽園	三川2065-2		○	○	○

【黒川地区】

	施設名	所在地	警戒区域名	該当する各災害の避難場所		
				河川氾濫・浸水	風水害・土砂災害	地震災害
1	黒川ふれあい センター	黒川1821-4		○	○	○
2	黒川中学校 (体育館)	黒川2929		○	○	○
3	黒川いこいの家	黒川3640-1				
4	黒川デイサービス 気楽園	黒川1819-1		○	○	○

【佐見地区】

	施設名	所在地	警戒区域名	該当する各災害の避難場所		
				河川氾濫・浸水	風水害・土砂災害	地震災害
1	佐見ふれあいセンター	上佐見1957-1		○	○	○
2	佐見小学校 (体育館)	上佐見1957		○	○	○
3	佐見むつみ会館	下佐見2510-2	土砂災害特別危険区域内	○	○	○

10 給水計画に関する資料

白川町水道給水工事指定店

建設環境課
(令和7年4月1日現在)

No.	指定店の名称	所在地	電話番号
1	(株)富士屋商店	白川町河岐1611-1	0574-72-1090
2	エコナライフ(株)	白川町河岐1129	0574-80-0051
3	マルヨ住設(有)	白川町坂ノ東5673-4	0574-75-2097
4	白川ガス協業組合	白川町三川2164-3	0574-72-1125
5	(有)スズキ設備	白川町切井1215-7	0574-73-1516
6	(株)フジイ設備	白川町黒川2330-6	0574-77-1694
7	(株)榊間石油	白川町黒川209	0574-77-2151
8	安田建設(株)	白川町上佐見131	0574-76-2046
9	(有)本郷	東白川村越原1024-5	0574-78-2705
10	(有)マルセ	七宗町上麻生2402	0574-48-1031
11	マルワ(株)	美濃加茂市牧野2875	0574-24-1650
12	(株)和泉	美濃加茂市加茂野町加茂野191-1	0574-28-5411
13	(株)中嶋設備	美濃加茂市森山町三丁目12番10号	0574-25-2775
14	(株)中島工務店	中津川市加子母1005	0573-79-3131
15	(株)井口設備	中津川市駒場1556-134	0573-65-5545
16	(有)中島住設	下呂市金山町菅田桐洞707-1-1	0576-33-2023
17	(有)大島工機	下呂市金山町金山2081-1-9	0576-32-2252
18	(有)馬瀬水道	下呂市馬瀬中切1402	0576-47-2607
19	(有)兼松管工	関市小野1154-1	0575-29-0090
20	イワタニ東海(株)金山営業所	下呂市金山町中切2322-1	0576-32-2172
21	(株)キンライナー	東京都港区虎ノ門1-3-1	03-5157-2400
22	(有)志泉設備	長野県木曾郡南木曾町吾妻3663	0264-58-2763

11 生活必需物資供給に関する資料

物資の保管（集積場所）

【県指定一時集積配分拠点施設】

施設の名称	収納（建物）面積	他の用途
美濃茶白川流通センター	770(961) m ²	

【各地区別物資集積場所候補地】

地 区	候 補 地	収納（建物）面積	他の用途
白川	白川中学校体育館	1,560(1,955) m ²	避難所
白川北	美濃茶白川流通センター	770(961) m ²	避難所
	白川小学校体育館	630(787) m ²	避難所
蘇原	三川ドーム	990(1,238) m ²	避難所
	蘇原小学校体育館	720(900) m ²	避難所
	切井体育館	390(493) m ²	避難所
黒川	黒川中学校体育館	700(880) m ²	避難所
	黒川小学校体育館	560(695) m ²	避難所
佐見	佐見小学校体育館	720(896) m ²	避難所
	旧佐見小学校体育館	550(693) m ²	避難所

※収納面積は建物面積の80%とした。

12 医療・救護に関する資料

12-1 医療機関・薬店一覧

(1) 医療機関

名 称	所 在 地	電話番号
大 賀 医 院	赤河1431 (下古野)	73-1126
白 川 病 院	坂ノ東5770 (大 利)	72-2222

(2) 薬店

名 称	所 在 地	電話番号
コスモス調剤薬局	赤河1063-1 (赤河本郷)	73-3007
ハロー薬局白川店	坂ノ東5779-1 (大 利)	79-1031
Vドラッグ白川店	河岐1731	74-1015
ゲンキー可茂白川店	三川902	72-2627

12-2 基幹災害医療センター・地域災害医療センター一覧

(1) 基幹災害拠点病院

病 院 名	所 在 地
地方独立行政法人 岐阜県総合医療センター	岐阜市野一色4丁目6-1
岐阜大学医学部附属病院	岐阜市柳戸1-1

(2) 地域災害拠点病院

病 院 名	所 在 地
岐阜赤十字病院	岐阜市岩倉町3丁目36
岐阜市民病院	岐阜市鹿島町7丁目1
社会医療法人蘇西厚生会 松波総合病院	羽島郡笠松町田代185-1
大垣市民病院	大垣市南瀬町4丁目86
岐阜県厚生農業協同組合連合会 岐阜・西濃医療センター 西濃厚生病院	岐阜県揖斐郡大野町下磯293-1
中部国際医療センター	美濃加茂市健康のまち1丁目1
岐阜県厚生農業協同組合連合会 中濃厚生病院	関市若草通5丁目1
中津川市民病院	中津川市駒場1522-1
地方独立行政法人 岐阜県立多治見病院	多治見市前畑町5丁目161
高山赤十字病院	高山市天満町3丁目11
久美愛厚生病院	高山市中切町1-1

13 観光施設・文化財に関する資料

13-1 観光施設一覧

種 別	所在地	施 設	受入人員
美濃白川 クオーレ ふれあいの里	白川町 和泉 白川町 三川笹平	大正河原 コテージ 58㎡～69㎡ 16棟 管理棟木造平屋 257㎡ 1棟 休憩施設 62㎡ 1棟 芝の広場 6,000㎡ 駐車場 7,700㎡ バンガロー 28棟 モデル住宅 1棟 大正茶屋 1棟 鱒釣り場 バーベキューハウス 10釜 シャワー室 4室 観光道路 w=5.0m L=5,024m さかなワクワク公園 池 バーベキューハウス 1棟 管理棟木造平屋 40.99㎡ 1棟 休憩施設 260.02㎡ 1棟	800人
美濃白川 ふるさと館 ピアチェーレ (防災拠点施設)	白川町 河東	建物4棟鉄骨平屋建 2,115.6㎡ ハム・緑茶加工機 駐車場 3,000㎡ 庭園・芝生 800㎡	100人
野菜村 チャオ	同上	建物1棟鉄骨平屋建 372.25㎡	100人
よいいち白川	同上	建物1棟木造平屋建 479㎡ 駐車場 3000㎡	100人
飛騨美濃名人の館 茶・チャ・ちゃ	同上	建物1棟木造平屋建 149.06㎡	30人
美濃白川 ふるさと体験村	白川町 下佐見	佐見川峡キャンプ場 バンガロー 7棟 管理棟 1棟 炊事棟 1棟 バーベキュー棟 1棟 シャワー室 1棟 便所棟 2棟 いろりの家 宿泊施設 81.98㎡ 4棟 管理棟 23.18㎡ 1棟 むつみ農園 2,000㎡	50人

13-2 文化財一覧

(令和7年4月1日現在)

番号	指定	種別等	名称	員数	所在地	指定年月日
1	町	美術工芸品	木造十一面観世音菩薩立像	1体	水戸野	S41.3.31
2	町	美術工芸品	賓頭盧尊天	1体	水戸野	S41.3.31
3	町	美術工芸品	誕生仏及び灌仏具	1式	上佐見吉田	S41.3.31
4	町	美術工芸品	金銅歡喜天立像	1体	上佐見大寺	S41.3.31
5	町	美術工芸品	鑿(けい)子	1口	上佐見大寺	S41.3.31
6	県	美術工芸品	銅製鰐口	1口	切井川畑	S42.6.14
7	町	美術工芸品	木造十一面観世音菩薩立像	1体	三川本郷	S41.3.31
8	町	建造物	宝篋印塔	1基	坂ノ東広島	S41.3.31
9	町	美術工芸品	木造十一面観世音菩薩坐像	1体	坂ノ東大利	S41.3.31
10	県	美術工芸品	木造聖観世音菩薩坐像	1体	和泉東和泉	S42.6.14
11	町	美術工芸品	木造青面金剛神像	1体	和泉東和泉	S41.3.31
12	町	美術工芸品	木造金剛神像	1体	和泉東和泉	S41.3.31
13	町	美術工芸品	木造薬師如来像	1体	和泉東和泉	S41.3.31
14	町	美術工芸品	木造十一面千手観世音菩薩坐像	1体	黒川中新田	S41.3.31
15	町	建造物	あやめ家の客間	1室	黒川日面下	S41.3.31
16	県	天然記念物	大森神社の大スギ	1本	白山宇津尾	S42.6.14
17	町	天然記念物	大利白山神社の大スギ	1本	坂ノ東大利	S41.3.31
18	県	天然記念物	白川町のシャクナゲ群落	1ヵ所	坂ノ東下金	S42.6.14
19	県	天然記念物	里宮佐久良太神社のスギ	1本	黒川日面下	S42.6.14
20	町	史跡	中之森縄文住居遺跡	1ヵ所	坂ノ東大利	S41.3.31
21	町	美術工芸品	臨川寺木造仏像群	19体	坂ノ東大利	S42.5.9
22	県	天然記念物	水戸野のシダレサクラ	1本	水戸野	S42.6.14
23	県	天然記念物	遠見場のハナノキ	1本	黒川中新田	S42.6.14
24	町	天然記念物	広野の大カヤ	1本	広野	S42.5.9
25	町	天然記念物	鱒淵の大カヤ	1本	黒川鱒淵	S42.5.9
26	町	天然記念物	下平のエノキ	1本	三川下平	S42.5.9
27	町	天然記念物	小野津島神社のシダレザクラ	1本	上佐見小野	S42.5.9
28	町	美術工芸品	高保木観音石仏群	31体	中川中屋	S47.12.15
29	町	美術工芸品	水戸野庚申石像	1体	水戸野	S47.12.15
30	町	美術工芸品	薬師如来坐像	1体	坂ノ東小川	S47.12.15
31	町	美術工芸品	定印阿弥陀如来座像	1体	中川中屋	S47.12.15
32	町	美術工芸品	薬師如来坐像	1体	坂ノ東大利	S47.12.15
33	町	美術工芸品	釈迦牟尼如来坐像	1体	坂ノ東大利	S47.12.15
34	町	美術工芸品	阿弥陀如来座像	1体	坂ノ東大利	S47.12.15
35	町	美術工芸品	大年書「南無阿弥陀仏」の碑	1基	黒川鱒淵	S47.12.15
36	町	美術工芸品	あやめの鰐口	1口	黒川日面下	S47.12.15
37	町	有形民俗文化財	洞雲寺の駕籠	1挺	和泉西和泉	S47.12.15
38	町	有形民俗文化財	あやめ家の駕籠	1挺	黒川日面下	S47.12.15
39	町	美術工芸品	あやめの矢筒	2本	黒川日面下	S47.12.15
40	町	有形民俗文化財	杉山家の民具	35点	白山宇津尾	S47.12.15
41	町	有形民俗文化財	工匠用具	1式	河東野原	S47.12.15
42	町	有形民俗文化財	玉垣屋の陣笠	1個	白山宇津尾	S47.12.15
43	町	美術工芸品	下沼の石棒	1個	上佐見大寺	S47.12.15
44	町	天然記念物	水戸野のオオカキ	1本	水戸野	S47.12.15

番号	指定	種別等	名 称	員数	所在地	指定年月日
45	町	天然記念物	大山白山神社の社叢	1帯	水戸野	S47.12.15
46	町	天然記念物	鹿折坂のカヤ	1本	切井鹿折	S47.12.15
47	町	天然記念物	堀之内のカヤ	1本	切井追分	S47.12.15
48	町	天然記念物	矢佐のカヤ	1本	切井石木	S47.12.15
49	町	天然記念物	富永のオオミカヤ	1本	切井中央	S47.12.15
50	町	天然記念物	だなのカヤ	1本	赤河下赤河	S47.12.15
51	町	美術工芸品	追分の石棒と石斧	4個	切井追分	S49.4.16
52	町	天然記念物	栗林のサクラ	1本	切井中切	S49.4.16
53	町	美術工芸品	円空作像	1体	白山油井	S52.3.16
54	町	美術工芸品	円空作像	1体	下佐見久室	S52.3.16
55	町	美術工芸品	円空作像	1体	下佐見成山	S52.3.16
56	町	美術工芸品	円空仏	1体	上佐見大寺	S52.3.16
57	町	建造物	奥之院社殿の雲斗及び雲肘木	1対	黒川日面下	S52.3.16
58	町	美術工芸品	心越書「大隆山」の扁額	1額	和泉西和泉	S52.3.16
59	町	建造物	須弥壇	1台	和泉西和泉	S52.3.16
60	町	建造物	広通寺の山門鐘楼	1	坂ノ東広島	S52.3.16
61	町	建造物	大山白山神社参道の石段	1ヵ所	水戸野	H3.2.13
62	町	有形民俗文化財	伊奴知神社 祭礼用馬具	1式	三川本郷	H4.3.5
63	町	天然記念物	池之上の紅梅	1本	上佐見吉田	H9.6.27
64	町	天然記念物	中根の桑の木	1本	上佐見吉田	H11.3.8
65	町	天然記念物	瀬之上のツバキ	1本	水戸野	H17.1.25
66	町	天然記念物	富田のヒイラギ	1本	中之平	H17.1.25
67	町	天然記念物	下平のサイカチ	1本	三川下平	H17.1.25
68	町	美術工芸品	鰐口	1口	成山	H19.5.22
69	町	美術工芸品	円空作像	1体	徳田	H19.5.22
70	町	有形民俗文化財	佐見村字絵図	7冊	小野	H19.5.22
71	町	有形民俗文化財	黒川村字絵図	8冊	黒川	H19.5.22
72	町	天然記念物	加藤家のサザンカ	1本	白山宇津尾	H19.5.22
73	町	天然記念物	笹畑のコメツガ	1本	黒川日面下	H19.5.22
74	町	美術工芸品	円空作像	3体	下油井	H22.6.29
75	町	美術工芸品	高札	1枚	上佐見	H22.6.29
76	町	天然記念物	小坂の大カヤ	1本	黒川小坂	H27.1.20
77	町	天然記念物	堂洞の大キハダ	1本	黒川小坂	H27.1.20
78	町	天然記念物	大山白山神社の女夫杉	1本	水戸野	H27.12.11
79	町	美術工芸品	大山白山神社の絵天井	32枚	水戸野	H27.12.11
80	町	建造物	白幡神社の社殿石垣	55m ²	下之平	H28.12.6
81	町	建造物	東座	1棟	黒川鱒渕	R元.5.7
82	町	天然記念物	大寺のエノキ	1本	上佐見大寺	R元.5.7
83	町	美術工芸品	泰澄大師坐像	1体	水戸野	R2.9.1
84	町	美術工芸品	行基菩薩坐像	1体	水戸野	R2.9.1
85	国	天然記念物	大山の大スギ	1本	水戸野	S18.8.24
86	国	登録有形文化財	白川橋	1本	河岐	H25.3.29

14 その他関連資料

災害援護資金等貸与（貸付条件等の概略）

区 分	災害援護資金	生活福祉資金 (災害援護資金)	母子福祉資金 寡婦福祉資金
対 象 者	想定以上の自然災害により被害を受けた世帯で世帯員の所得が一定額未満の世帯主	り災低所得世帯	り災母子世帯 り災寡婦世帯
貸付世帯数	特別制限なし	特別制限なし	特別制限なし
資金種別	特になし	事業住宅等資金	事業住宅等資金
貸付限度額	住宅損害有 350万円 住宅損害無 250万円	150万円 ただし、住宅資金との重複貸付は350万円	事業開始 283万円 事業継続 142万円 住 宅 200万円
貸付期間	10年	7年	事業開始 7年 事業継続 7年 住 宅 7年
償還方法	年 賦 等	月 賦 等	月 賦 等
貸付利率	年 3%	年 3%	年 3%

(注) 各資金別の貸付条件等の詳細は、それぞれの資金別条件等の定めるところによるものとする。

15 関係法令

15-1 白川町防災会議条例

昭和37年10月15日

条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、白川町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 白川町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、町長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 岐阜県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 岐阜県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (3) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (4) 教育長及び教育課長の職にある者
 - (5) 議会事務局長の職にある者
 - (6) 消防団長の職にある者
 - (7) 可茂消防事務組合の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第7号及び第8号の委員の定数は、それぞれ1人、1人、12人以内、1人及び4人以内とする。
- 7 第5項第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、岐阜県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和38年3月30日条例第四号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年3月18日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年5月1日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年7月10日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年6月25日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年3月12日条例第9号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月13日条例第5号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月11日条例第15号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年6月21日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成24年9月20日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

15-2 白川町災害対策本部条例

昭和37年10月15日

条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、白川町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年6月25日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年9月20日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

15-3 白川町地震防災対策推進条例

平成17年3月11日

条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、地震災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、地震対策に関する町民、事業者及び町の役割を明らかにするとともに、町が実施する施策の基本となる事項等を定め、町が組織する消防団及び女性防災クラブと、町民が組織する自主防災組織の協働体制を確立することによつて、地震災害に強い地域社会の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地震対策 地震災害の予防、応急復旧等に係る対策をいう。
- (2) 自主防災組織 町民が自主的に協同して防災活動を行う組織及びその連絡協議会をいう。
- (3) 事業者 事業を行う法人並びに個人事業者をいう。

(町民の役割)

第3条 町民は、家屋の倒壊、火災、土石流等の地震災害に備えて、地震及び地震対策に関する知識の習得に努めるとともに、自らの安全を確保するため、あらかじめ次に掲げる事項について対策を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 建築物その他工作物の立地条件の把握
- (2) 建築物その他工作物の耐震性の確保
- (3) 家具の転倒防止
- (4) 出火の防止
- (5) 初期消火に必要な用具の準備
- (6) 食料、飲料水及び医薬品の確保
- (7) 避難場所及び避難所の位置、避難の経路及び方法並びに家族間の連絡方法の確認
- (8) 地震災害発生時における通勤、通学先等からの帰宅方法及び家族との連絡方法の確認
- (9) その他地震災害発生時に備え、自らの安全を確保するため必要な事項

2 町民は、町及び自主防災組織等が行う防災訓練その他の活動に積極的に参加するとともに、地震災害発生時においては、避難、地震及び地震災害に関する情報の伝達、火災の発生の防止、救出、応急手当、避難所での避難生活等、お互いに助け合うよう努めなければならない。

3 町民は、地震及び地震災害に関する情報に留意し、危険を感じた時は自主的に避難するとともに、町長等が発する避難勧告又は避難指示に速やかに従うよう努めなければならない。

(建築物の耐震性の確保)

第4条 建築物の所有者は、当該建築物が地震による倒壊等により、歩行者等に危害を及ぼし、又は避難若しくは緊急物資等の輸送を阻害することがないように、当該建築物について必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(屋外工作物の耐震性の確保)

第5条 屋外に広告板、自動販売機等の工作物を設置し、又は設置しようとする者は、当該工作物が地震による落下、転倒等により、歩行者等に危害を及ぼし、又は避難若しくは緊急物資等の輸送を阻害することがないようにするため、当該工作物の耐震性を確保するために必要な措置を講ずるとともに、当該工作物を定期的に点検し、その耐震性を維持するよう努めなければならない。

(被災建物等危険度判定の協力)

第6条 地震動により被害を受けた建築物及び宅地(以下「被災建築物等」という。)の所有者及

び管理者は、当該被災建築物等が余震により倒壊すること等により生ずる災害を防止するため、町が実施する危険度判定(被災建築物等の危険度の応急的な判定をいう。)に協力するよう努めるとともに、その判定結果に応じ、避難し、又は応急の補強等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、その社会的責任に基づき、その事業活動に関して地震災害の発生を防止するため、あらかじめ次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 地震対策の責任者の設置及び地震対策に関する組織の整備
- (2) 防災教育の実施、防災訓練及び地震対策に関する研修会等への従業員の参加
- (3) 事業所の施設、設備等の立地条件の把握
- (4) 事業所の施設、設備等の耐震性の確保
- (5) 応急的な措置に必要な資機材の整備及び食料、飲料水、医薬品等の備蓄

2 事業者は、町及び自主防災組織等が実施する地震対策に協力するよう努めなければならない。

(町の役割)

第8条 町は、県、自主防災組織及び事業者と連携して、地域並びに町民の生命、身体及び財産を地震災害から守るため、消防団及び女性防災クラブの組織の拡充及び活動の強化を図り、地震対策の推進に努めなければならない。

- 2 町は、県、自主防災組織及び事業者と連携して、白川町地域防災計画に基づき、地震対策を的確かつ円滑に実施するとともに、地震災害に強い地域づくりに努めなければならない。
- 3 町は、様々な地震の教訓及び地震に関する科学的な研究成果を踏まえ、常に白川町地域防災計画が的確なものとなるよう見直さなければならない。
- 4 町は、家庭及び地域における地震対策が自主的に行われるよう、町民の防災意識の高揚を図り、自主防災組織等の育成に努めなければならない。
- 5 町は、地震及び地震対策に関する情報を積極的かつ迅速に提供し、町民との情報共有に努めなければならない。

(地震に強いまちづくりの推進)

第9条 町は、県、自主防災組織等と連携して、道路、公園、河川等の基盤施設の整備、公共施設の耐震化及び不燃化、地震に配慮した土地利用への誘導等を通じて、地震に強いまちづくりを推進するよう努めなければならない。

(避難所運営体制の整備)

第10条 町は、被災者が健康を保ち安心して生活できるよう、避難地及び避難所の確保並びに避難所の運営体制の整備に努めなければならない。

(避難誘導方法の確立)

第11条 町は、自主防災組織等と連携して、あらかじめ避難誘導の方法を確立しておかなければならない。

(孤立地域対策)

第12条 町は、土石流等による物理的孤立及び通信網等の情動的孤立に備えて、孤立地域の早期把握体制を整備するとともに、孤立化を想定した対策を実施するよう努めなければならない。

(情報連絡体制の確立)

第13条 町は、県等と連携して、情報の収集及び連絡を行うために必要な体制を速やかに確立し、的確な情報を町民に提供するよう努めなければならない。

(人材の育成)

第14条 町は、自主防災組織等による地震対策の活動が効果的に行われるようにするため、県等と連携して、防災リーダー(自主防災組織による地震対策の活動において、適切な指示を与える等当該自主防災組織の中で中心的役割を担う者をいう。)の育成に努めなければならない。

(地震対策に関する知識の普及等)

第15条 町は、町民が地震災害発生時に備え、適切な対策を講ずることができるようにするため、自主防災組織等と協力して、地震及び地震対策に関する知識の普及並びに防災意識の高揚を図るよう努めなければならない。

(地震対策に関する教育の実施)

第16条 小、中学校及び保育園においては、児童、生徒及び幼児が地震及び地震対策に関する理解を深めるとともに、地震災害発生時において自らの安全を確保するための適切な対応ができるようにするため、地震及び地震対策に関する教育の実施に努めなければならない。

(災害時要援護者対策)

第17条 町は、高齢者、障害者、外国人等で地震災害発生時等に特別な援護を要する者に対する避難誘導、介護支援、その他必要な救護対策に努めなければならない。

(帰宅困難者等に対する支援)

第18条 町は、県等と連携し、東海地震に係る警戒宣言（大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条第1項の規定により内閣総理大臣が発する地震災害に関する警戒宣言をいう。）が発せられ、又は地震災害が発生したことによつて、長期間にわたり交通機関が停止し、又は道路における車両の通行が禁止されること等により、帰宅することが困難となり、又は旅行途中で目的地に到達することが困難となつた者が円滑に帰宅し、又は避難するために必要な情報を提供するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

15-4 白川町地震防災対策委員会設置要綱

制定 平成14年4月1日訓令乙第2号

改正 平成17年4月1日訓令乙第17号

(目的)

第1条 近い将来において発生が危惧される東海地震に対する調査研究を行うとともに、町民の安全確保と被害防止に資するため、白川町地震防災対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、白川町防災会議及び白川町災害対策本部が迅速かつ的確に運営できるよう、次の事項について審議するものとする。

- (1) 住民の防災意識の高揚と安全思想の普及・啓発に関すること。
- (2) 初動体制の確立に関すること。
- (3) 防災対策用備品の整備及び備蓄に関すること。
- (4) 情報の収集及び伝達に関すること。
- (5) 被害調査及び応急措置に関すること。
- (6) 職員防災訓練の計画及び実施に関すること。
- (7) その他防災上必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、課長会議の構成員を以て組織する。

2 委員会に会長1名、副会長1名を置く。

3 会長は助役、副会長は経営管理課長を以て充てる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、会長がこれを招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会長は、必要に応じ関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 委員会に関する事務は経営管理課において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に会長が定める。

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日 訓令乙第17号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

15-5 白川町災害対策本部に関する規程

昭和39年3月4日
訓令甲第3号

第1条 この規程は、白川町災害対策本部条例(昭和37年10月白川町条例第14号)第4条の規定に基づき、白川町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 災害対策本部に別表第1に掲げる部及び班を置き、同表に掲げる事務を分掌させる。

第3条 前条の部に部長を置き、必要に応じ副部長を置く。

2 前条の班に班長を置く。

3 部長及び班長は、別表第1に掲げる職にある者をもつて充てる。

4 部長は、災害対策本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

5 副部長は、部長を補佐し部長に事故があるときは、その職務を代行する。

6 班長は、当該班の所掌事務について部長及び副部長を補佐するとともに、上司の命を受けその事務の処理にあたる。

第4条 地区における災害対策に関する事務の円滑な処理を図るため、災害対策本部に支部を置く。

2 支部の名称、位置及び所管区域並びに分掌事務は、別表第2のとおりとする。

第5条 支部に支部員を置く。

2 支部員は出張所の職員をもつて充てる。

3 支部員は、支部における災害対策に関する事務の円滑な処理と、本部との連絡にあたるものとする。

第6条 この規程に定めるほか、災害対策本部の組織及び運営に関し必要な事項は、白川町地域防災計画の定めるところによる。

※ 別表第1は、
「一般対策計画 第3章 第1節 第2項 2分担任務(2)【各部・班の分担任務】」に記載
※ 別表第2は、
「一般対策計画 第3章 第1節 第2項 2分担任務(5)【支部の名称、位置及び所管区域並びに分担任務】」に記載

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和45年11月10日訓令甲第6号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年6月15日訓令甲第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年6月22日訓令甲第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年6月26日訓令甲第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年10月15日訓令甲第5号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年5月15日訓令甲第3号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年3月25日訓令甲第3号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年4月1日訓令甲第9号)

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月30日訓令甲第6号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年4月1日訓令甲第6号)

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月125日訓令甲第1号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月27日訓令甲第4号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日訓令甲第2号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月30日訓令甲第8号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年4月1日訓令甲第7号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日訓令甲第4号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月17日訓令甲第8号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日訓令甲第11号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月1日訓令甲第18号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和5年4月1日訓令甲第18号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年4月1日訓令甲第14号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

15-6 岐阜県災害救助法施行細則

昭和35年8月1日

岐阜県規則第67号

(総則)

第1条 この規則は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）、「災害救助法施行令」（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和22年総理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害状況報告等)

第2条 災害に際し、市町村における災害が、令第1条第1項各号の一に該当し、又は該当する見込みであるときは、当該市町村長は、ただちに災害状況報告書（別記第1号様式）に住家等一般被害状況等報告書（別記第2号様式）を添えて知事に報告しなければならない。

(救助の程度、方法及び期間)

第3条 令第9条第1項の救助の程度、方法及び期間は、別表第1のとおりとする。

2 知事は、特別の理由により前項の規定によりがたいときは、厚生大臣の同意を得て変更することができる。

(物資の保管命令、収用等の場合の令書)

第4条 規則第1条第1項に規定する物資の保管命令、収用等の場合の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公用令書 別記第3号様式
- (2) 公用変更令書 別記第4号様式
- (3) 公用取消令書 別記第5号様式

2 前項第1号の公用令書を交付するときは、強制物件台帳（別記第6号様式）に登録しなければならない。

3 第1項第2号又は第3号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳にその理由を詳細に記録し、公用変更令書にあつては変更事項を記録しなければならない。

(受領調書)

第5条 規則第2条第3項の受領調書の様式は、別記第7号様式のとおりとする。

2 規則第2条第3項の規定により受領調書を作成する場合は、その物資の所有者又は占有者の立会いの下で行わなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

(損失補償)

第6条 規則第3条の損失補償請求書の様式は、別記第8号様式のとおりとする。

2 前項の損失補償請求書の提出があつたとき、及びこれに基づき損失の補償を行つたときは、所要の事項を強制物件台帳に記録しなければならない。

(従事命令の場合の令書)

第7条 規則第4条に規定する救助業務従事命令の場合の公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公用令書 別記第9号様式
- (2) 公用取消令書 別記第10号様式

2 前項第1号の公用令書を交付するときは、救助従事者台帳（別記第11号様式）に登録しなければならない。

3 第1項第2号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳にその理由を詳細に記録して、これを抹消しなければならない。

(救助に従事できない場合の届出)

第8条 規則第4条第2項の規定による届出に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書
 - (2) 前号以外の事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官その他適当な公務員の証明書
- (実費弁償の基準)

第9条 令第11条の実費弁償に関して必要な事項は、別表第2のとおりとする。

(実費弁償費の請求書等)

第10条 規則第5条に規定する実費弁償請求書及び法第27条第4項に規定する証票の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 実費弁償請求書 別記第12号様式
 - (2) 証票 別記第13号様式
- (扶助金支給申請書)

第11条 規則第6条の扶助金支給申請書の様式は、別記第14号様式のとおりとする。

2 前項の扶助金支給申請書のうち休業扶助金及び打切扶助金に係るものに添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類
- (2) 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治癒までの見込み期間等に関する医師の意見書

3 法第25条の規定により救助に関する業務に協力する者が、これがため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における法第29条の規定による扶助金支給申請書に添付する書類は、規則第6条及び前項に定めるもののほか、協力命令をした旨の知事の証明書とする。

(市町村の実施する救助事務)

第12条 法第30条第1項の規定により救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととする場合において、令第23条第1項の規定による通知は、別記第15号様式によるものとする。

2 前項の場合においては、当該市町村長は、第4条、第5条、第6条第2項、第7条及び第8条の規定により、当該救助に関する事務を処理しなければならない。

(繰替支弁)

第13条 法第44条の規定により繰替支弁した市町村は、請求書(別記第16号様式)に災害救助算出内訳書(別記第17号様式)を添えて知事に請求するものとする。

付 則 [略]

別表第1 (第3条関係)

救助の程度、方法及び期間

一 避難所及び応急仮設住宅の供与

1 避難所の供与

- (一) 避難所への収容は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に対して、必要に応じて行う。
- (二) 避難所は、学校、公民館等既存建物を利用するものとする。ただし、これらの適当な建物がないときは、仮小屋の設置又は天幕の設営により避難所とすることができる。
- (三) 避難所のため支出する費用は、賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物又は器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費(法第四条第二項の避難所にあつては、建物の使用謝金及び光熱水費)とし、一人一日につき三百四十円以内とする。

(四) 福祉避難所（高齢者、障がい者等（以下「高齢者等」という。）にあつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とする者に供与する避難所をいう。）を設置した場合は、(三)に規定する金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。

(五) 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。

(六) 法第4条第1項第1号の避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とし、同条第2項の避難所の開設期間は、法第2条第2項の規定による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間とする。

2 応急仮設住宅の供与

応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する家がない者であつて、自己の資力により住宅を得ることができないものに対して、必要に応じて、建設し、及び供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）と、民間賃貸住宅を借り上げ、及び供与する物（以下「賃貸型応急住宅」という。）その他適切な方法により供与するものとする。

(一) 建設型仮設住宅

(1) 設置に当たっては、公有地を利用すること。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、私有地を利用することができる。

(2) 1戸当たりの規模は、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、6,775,000円以内とする。

(3) 同一敷地内又は近接する地域内に設置した戸数がおおむね50以上である場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができるものとする。ただし、設置した戸数が50未満である場合においても、当該戸数に応じた小規模な施設を設置できるものとする。

(4) 福祉仮設住宅（老人居宅介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置することができる。

(5) 災害発生の日から20日以内に建築に着手するものとする。

(6) 供与期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限までとする。

(7) 供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。

(二) 賃貸型応急住宅

(1) 1戸当たりの規模は世帯の人数に応じて(一)(2)に規定する規模に準ずるものとし、その借上げのために支出できる費用は家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとし、その額は地域の実情に応じたものとする。

(2) 災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、及び提供するものとする。

(3) 供与期間は、(一)(6)に規定する期間とする。

二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

1 炊き出しによる食品の給与

(一) 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水その他災害により現に炊事ができない者及び被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者に対して行う。

- (二) 炊き出しその他による食品の給与は、り災者が直ちに食べることのできる現物によるものとする。
- (三) 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出する費用は、主食費、副食費、燃料費等とし、1人1日につき1,230円以内とする。
- (四) 炊き出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。

2 飲料水の供給

- (一) 飲料水の供給は、災害のため飲料水を得ることのできない者に対して行う。
- (二) 飲料水の供給を実施するため支出する費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費、薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。
- (三) 飲料水の供給を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。

三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

- 1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。以下同じ。）により生活上必要な家財を亡失し、又は毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。
- 2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、おおむね次の品目の範囲内において現物をもつて行う。
 - (一) 被服、寝具及び身のまわり品
 - (二) 日用品
 - (三) 炊事用具及び食器
 - (四) 光熱材料
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施するため支出する費用は、次の表に掲げる額以内とする。

(一) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯の区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	5人を 超える世帯
夏季（4月から9月まで）	<u>19,200円</u>	<u>24,600円</u>	<u>36,500円</u>	<u>43,600円</u>	<u>55,200円</u>	<u>55,200円に5人を 超え1人増す ごとに8,000円 を加算した額</u>
冬季（10月から3月まで）	<u>31,800円</u>	<u>41,100円</u>	<u>57,200円</u>	<u>66,900円</u>	<u>84,300円</u>	<u>84,300円に5人を 超え1人増す ごとに11,600円 を加算した額</u>

(二) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯の区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	5人を 超える世帯
夏季（4月から9月まで）	6,300円	8,400円	12,600円	15,400円	19,400円	19,400円に5人を 超え1人増す ごとに2,700円 を加算した額
冬季（10月から3月まで）	10,100円	13,200円	18,800円	22,300円	28,100円	28,100円に5人を 超え1人増す ごとに3,700円 を加算した額

(三) (一) 及び (二) の季別は、災害発生の日をもつて決定するものとする。

- 4 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

四 医療及び助産の給付

1 医療の給付

(一) 医療の給付は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に行う。

(二) 医療の給付は、救護班が行うものとする。ただし、急迫した事情のためやむを得ない場合は、一般の病院若しくは診療所又は施術者（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師並びに柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師をいう。以下同じ。）において行うことができる。

(三) 医療の給付は、次の範囲内において行う。

(1) 診察

- イ 薬剤又は治療材料の給与
- ロ 処置、手術その他の治療及び施術
- ハ 病院又は診療所への収容

(2) 看護

(四) 医療の給付のため支出する費用は、それぞれ救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、一般の病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合にあっては協定料金の額以内とする。

(五) 医療の給付を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。

2 助産の給付

(一) 助産の給付は、災害発生の日の以前又は以後7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失った者に対して行う。

(二) 助産の給付は、次の範囲内において行う。

(1) 分べんの介助

(2) 分べん前及び分べん後の処置

(3) 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の給与

(三) 助産の給付のため支出する費用は、それぞれ救護班による場合は使用した衛生材料の実費、助産師による場合は慣行料金の8割以内の額とする。

(四) 助産の給付を実施する期間は、分べんの日から7日以内とする。

五 被災者の救出

- 1 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出することによつて行う。

- 2 被災者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出に必要な機械器具の借上費又は購

入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

3 被災者の救出の期間は、災害発生の日から3日以内とする。

六 被災した住宅の応急修理

1 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自己の資力では応急修理することができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。

2 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理費用は、1世帯当たり次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額以内とする。ただし、同一住家に2以上の世帯が居住している場合における費用は、1世帯当たりの限度額の範囲内とする。

(一) (二)に掲げる世帯以外の世帯 706,000円

(二) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯343,000円

3 住宅の応急修理は、災害発生の日から3月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第二百23号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6月以内）に完成する。

七 生業に必要な資金の貸与

1 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、生業の手段を失った世帯に対して必要に応じて行う。

2 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械器具、資材等を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込み確実な具体的事業計画があり、かつ、償還能力のある者に対して貸与する。

3 生業に必要な資金の貸与額は、次に掲げる額以内とする。

(一) 生業費 1件につき 30,000円

(二) 就職支度費 1件につき 15,000円

4 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1月以内に完了しなければならない。

5 生業に必要な資金の貸与条件は、次のとおりとする。

(一) 貸与期間 2年以内

(二) 利子 無し

八 学用品の給与

1 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による亡失、毀損等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校の児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校の生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等の生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。

2 学用品の給与は、被害の実情に応じて、次の品目の範囲内において行う。

(一) 教科書

(二) 文房具

(三) 通学用品

3 学用品の給与を実施するため支出する費用は、次に掲げる額以内とする。

(一) 教科書

(1) 小学校の児童及び中学校の生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用する

ものを給与するための実費

(2) 高等学校等の生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

(二) 文房具及び通学用品

小学校児童 1人につき 4,800円以内

中学校生徒 1人につき 5,100円以内

高等学校等の生徒 一人につき 5,600円以内

- 4 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。

九 埋葬

- 1 死体の埋葬は、災害の際死亡した者について、応急的に行う。
- 2 埋葬は、次の範囲内において、次のものを支給することにより行う。
 - (一) 棺（付属品を含む。）
 - (二) 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
 - (三) 骨つぼ及び骨箱
- 3 埋葬のため支出する費用は、1体につき12歳以上の者は219,100円以内とし、12歳未満の者は175,200円以内とする。
- 4 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

十 死体の捜索及び処理

1 死体の捜索

- (一) 死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者について行う。
- (二) 死体の捜索のため支出する費用は、舟艇その他捜索に必要な機械器具の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。
- (三) 死体の捜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

2 死体の処理

- (一) 死体の処理（埋葬を除く。）は、災害の際死亡した者について行う。
- (二) 死体の処理は、次の事項について行う。
 - (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - (2) 死体の一時保存
 - (3) 検案
- (三) 検案は、原則として救護班が行う。
- (四) 死体の処理のため支出する費用は、次に掲げるところによる。
 - (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等
一体につき3,500円以内
 - (2) 死体の一時保存
 - イ 既存建物を利用する場合にあつては当該建物の通常の利用しない場合にあつては1体につき5,500円以内
 - ロ 死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費
 - (3) 救護班以外の者の検案
当該地域の慣行料金の額以内
- (五) 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

十一 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

- 1 障害物の除去は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分に障害物が運

びこまれている場合又は敷地に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にある場合に自己の資力では当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。

2 障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他の除去に必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一の市町村内において行つた障害物の除去に要した費用の一世帯当たりの平均額が138,700円以内とする。ただし、同一住家に二以上の世帯が居住している場合における費用は、一世帯当たりの限度額の範囲内とする。

3 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

十二 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

1 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。

- (一) 法第四条第一項の救助にあつては被災者、同条第二項の救助にあつては被災者の避難
- (二) 医療及び助産
- (三) 災害にかかつた者の救出
- (四) 飲料水の供給
- (五) 死体の搜索
- (六) 死体の処理（埋葬を除く。）
- (七) 救済用物資の整理配分

2 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

3 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇入れの期間は、それぞれの救助の実施期間とする。

別表第2（第9条関係）

従事者の区分	実費弁償の種類及び額		
	日当	時間外勤務手当	旅費
令第四条第一号から第四号までに規定する者	県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮してその都度知事が決定する額以内の額。ただし、当該業務に従事した者に相当する県の常勤の職員が存在しない場合は、県が実施する工事の工事費を積算する際に用いる賃金単価その他の賃金水準を考慮してその都度知事が決定する額以内の額	日当の額を八で除して得た額を岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和三十二年岐阜県条例第二十九号。以下「給与条例」という。）第十七第一項に規定する勤務一時間当たりの給与額とみなして給与条例第十四条の規定の例により算定した額以内の額	県の職員が公務のために旅行するとした場合に岐阜県職員等旅費条例（昭和三十二年条例第三十号）の規定により支給すべき旅費の額に相当する額以内の額
令第四条第五号から第十号までに規定する者	当該地域における業者の慣行料金にその百分の三に相当する額を加算した額以内の額		

16 応援要請に関する資料

16-1 岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、県内の市町村において災害が発生し、災害を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）独自では十分な応急対策及び復旧対策が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づく県及び市町村相互の応援（以下「応援」という。）を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(連絡体制)

第2条 県及び市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡窓口を定め、災害が発生した場合には、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 物資等の提供及びあつせん並びに人員の派遣

- ア 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあつせん
- イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供及びあつせん
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供及びあつせん
- エ 救援及び応急措置に必要な医療職、技術職、技能職等職員の派遣

(2) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあつせん

(3) 清掃、防疫その他保健衛生のために必要な車両、施設の提供及びあつせん

(4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育の受け入れ

(5) 緊急離着陸場等救援拠点の相互利用、緊急輸送路の共同啓開等必要な措置

(6) 前各号の掲げるもののほか、特に要請がある事項

(県の役割)

第4条 県は、被災市町村の市町村長から知事に応援の要求があった場合は、速やかに市町村間の連絡調整を行い、応援を実施するとともに、特に必要があると認めるときは、他の市町村長に応援を指示するものとする。

2 県は、災害の規模、場所又は被災市町村からの応援の要求の内容から判断して、必要があると認めるときは、速やかに指定行政機関等の長に応急措置を要請し、又は他の都道府県の知事に応援を求めるものとする。

(応援の要求)

第5条 被災市町村の市町村長は、次の各号に掲げる事項を明らかにして知事又は他の市町村長に対して応援の要求を行うものとする。

(1) 被害の状況

(2) 第3条第1号アからウに掲げるものの品名及び数量

(3) 第3条第1号エに掲げるものの職種別人員

(4) 応援の場所及び応援場所への経路

(5) 応援の期間

(6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項の応援の要求を受けた他の市町村は、速やかに応援の内容を県に報告するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、別に定めがある場合を除き、応援を受けた被災市町村が負担する。

2 応援を受けた被災市町村が前項に定める経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた被災市町村から被災市町村から要請があった場合は、応援を行った県又は市町村は、当該経費を繰替え支弁するものとする。

- 3 第3条第1号エの規定により派遣された職員（以下「応援職員」という。）が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援を行った県又は市町村が負担する。
- 4 応援職員が業務上第三者に被害を与えた場合において、その被害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた被災市町村の負担とし、被災市町村への往復の途中において生じたものについては、応援を行った県又は市町村の負担とする。
- 5 前各項により難い場合については、応援を受けた被災市町村と応援を行った県又は市町村とがその都度協議して定めるものとする。

（自主的な応援）

第7条 被災市町村との連絡が取れない場合又は甚大な被害が予想される場合には、他の市町村は、自主的に職員を派遣し、被災市町村の被害状況等の情報を収集するとともに、当該情報に基づいて必要な応援を行うことができるものとする。

- 2 前項の応援については、被災市町村の市長村長から応援の要求があったものとみなす。この場合において、被災市町村の情報収集に要した経費については、前条の規定にかかわらず自主的に職員を派遣した県又は市町村の負担とする。
- 3 第1項の自主的に職員を派遣及び応援を行った市町村は、収集した情報及び応援の内容を県に報告するものとする。

（岐阜県災害対策連絡会議の設置）

第8条 県及び市町村は、この協定に基づく応援の推進及び円滑な実施のため、岐阜県災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

- 2 連絡会議の所掌事務は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 応援体制、受入態勢の整備に関すること。
 - (2) 物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。
 - (3) 防災施設及び設備の整備に関すること。
 - (4) 合同訓練に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関する事項
- 3 連絡会議は、議長及び委員若干名をもって組織する。
- 4 連絡会議に、専門の事項について調査するため、幹事会を置く。

（他の協定との関係）

第9条 この協定は、岐阜県広域消防相互応援協定、岐阜県防災ヘリコプター応援協定及び市町村が別に締結した災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

（その他）

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 この協定に定めのない事項については、県及び市町村が協議して定める。

附則

- 1 この協定は平成10年4月1日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、知事と各市町村長から委任を受けた岐阜県市長会会長、岐阜県町村会会長が記名押印のうえ、各1通を保管し、各市町村長は、その写しを保管するものとする。

平成10年3月30日

岐阜県知事	梶原	拓
岐阜県市長会会長	浅野	勇
岐阜県町村会会長	中井	勉

16-2 岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定（以下「協定」という。）第10条第1項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡窓口)

第2条 協定第2条の連絡窓口は、岐阜県地域防災計画添付資料によるものとする。

(応援の要求の手続き)

第3条 協定第5条第1項の応援の要求は、電話等で行い、事後速やかに文書により手続きを行うものとする。

(県への応援の要求及び報告)

第4条 知事への応援の要求及び協定第5条第2項並びに協定第7条第3項の報告については、原則として県災害対策本部の支部（県災害対策本部が設置されていない場合は県事務所）を通じて行うものとする。

(応援経費の負担)

第5条 協定第6条第1項の応援を受けた被災市町村が負担する経費は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 応援職員の派遣に要する経費については、応援を行った県又は市町村が定める規定により算定した当該応援職員の旅費及び諸手当の額の範囲内の額

(2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送料

(3) 購入物資については、当該物資の購入費及び輸送料

(4) 車両、舟艇、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送料及び破損又は故障が生じた場合の修理費

(5) 施設の提供については、使用料又は借上料

(6) 協定第3条第4項、第5号及び第6号については、その実施に要した経費

2 協定第6条第2項の規定により県又は市町村が応援に要した経費を繰替え支弁した場合には、知事又は市町村長は、関係書類を添え、当該経費の額を応援を要求した市町村長に請求するものとする。

(応援時の責務)

第6条 応援を行う市町村は、職員を派遣する場合には、応援職員が消費又は使用する食料、被服、寝具等を携行するよう努めるものとする。

(岐阜県災害対策連絡会議の組織)

第7条 岐阜県災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）の議長は、岐阜県総務部長をもって充て、委員は岐阜県市長会会長及び岐阜県町村会会長が指名する者とする。

2 議長は、会務を総理する。

3 連絡会議の幹事会は、岐阜県消防防災課長及び市町村、県事務所の職員のうち議長が任命する者をもって組織する。

4 幹事会に幹事長を置き、岐阜県消防防災課長をもって充てる。

5 幹事長は、幹事会を掌理する。

6 連絡会議の事務局は、岐阜県消防防災課内に置く。

7 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、議長が連絡会議に諮って定めるものとする。

附 則

1 この実施細目は平成10年4月1日から施行する。

2 この実施細目の締結を証するため、知事と各市町村長から委任を受けた岐阜県市長会会長、

岐阜県町村会会長が記名押印のうえ、各1通を保管し、各市町村長は、その写しを保管するものとする。

平成10年3月30日

岐阜県知事	梶原	拓
岐阜県市長会会長	浅野	勇

16-3 岐阜県広域消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、岐阜県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）の消防相互応援について必要な事項を定め、県内において大規模災害等が発生した場合に広域的な消防力の応援により災害の被害を最小限に防止することを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、広域応援の対象となる災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 大規模な地震、風水害
- (2) 大規模な林野、高層建築物、危険物施設、トンネル等の火災
- (3) 航空機、列車、バス事故等の集団的な救急救助を要する事故
- (4) その他応援が必要とされる大規模な災害又は特殊な事故災害
(ブロック及び代表消防機関)

第4条 この協定による広域応援を円滑に行うため、県代表消防機関及び県副代表消防機関、並びに県内を5ブロックに分け、各ブロックごとにブロック代表消防機関及びブロック副代表消防機関を設ける。

(応援要請の種別)

第5条 応援要請の種別は、災害の規模等により、次のように区分する。

- (1) ブロック要請

前条に規定する所属ブロック内の市町村等に対して行う応援要請

- (2) 県域要請

ブロック要請でも、なお災害の被害防除が困難な場合、他のブロックの市町村等に対して行う応援要請

(応援要請の方法)

第6条 応援要請は、ブロック要請、県域要請の順に行うものとする。ただし、特に必要がある場合は、この限りでない。

2 応援要請は、災害の発生地を管轄する市町村等（以下「要請側」という。）の長から他の市町村等（以下「応援側」という。）の長に対し、応援に必要な事項を明確にして行うものとする。

3 前項の要請については、第4条で規定された代表消防機関を通じて行うものとする。

4 ブロック要請又は県域要請を行った要請側の長は、速やかにその旨を岐阜県にも連絡するものとする。

(応援隊の派遣)

第7条 前条の規定により応援要請を受けた市町村等の長は、自管内の消防力に特に支障がない限り、応援隊を派遣するものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請側の市町村等の長に連絡するものとする。

(自主的な応援隊の派遣)

第7条の2 大規模災害が発生し、被害を受けた市町村等と連絡がとれない場合、又は被害が予想される場合には、関係市町村等は、自主的に応援隊を派遣し、必要な応援ができるものとする。

2 前項の応援については、第6条第2項の応援要請があったものとみなす。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、要請側の現地指揮本部の長が応援隊の長を通じて行うものとする。

(応援の中断)

第9条 応援側の市町村等において応援隊を復帰させるべき特別の事態が生じた場合、応援側の市町村等の長は、要請側の市町村等の長と協議のうえ応援を中断することができるものとする。

(経費の負担)

第10条 応援に要した経費については、原則として次の区分により負担するものとする。

(1) 応援側の負担する経費

ア 給与、旅費、出勤手当等の人件費

イ 車両及び機械器具の燃料費（現地で補給したものは除く。）

ウ 人員輸送費

エ 車両及び機械器具の小破損修理費

オ 公務災害補償費

カ 応援隊員が要請市町村等への往復途上において、第三者に損害を与えた場合の賠償費

(2) 要請側の負担する経費

前号に定める以外の経費

(3) 賞じゅつ金については、当該市町村等において協議するものとする。

(4) 経費の負担について、疑義ある場合は、当該市町村等において協議のうえ決めるものとする。

(応援可能消防隊の登録)

第11条 各市町村等は、応援出動が可能な消防隊をあらかじめ届出しておくものとする。

(他協定との関係)

第12条 この協定は、市町村等が別に締結した消防相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(実施細部)

第13条 この協定の実施について必要な事項は、第4条に定める代表消防機関の長が協議して定めるものとする。

(改廃)

第14条 この協定の改廃は、協定者協議により行うものとする。

附 則

1 この協定は、平成3年4月1日から施行する。

2 この協定を証するため、各市町村等の長が記名押印のうえ本書5通を作成し、岐阜県、岐阜県市長会、岐阜県町村長会、岐阜県消防長会及び財団法人岐阜県消防協会に保管を依頼するとともに、各市町村等がそれぞれ写しを1通保管するものとする。

附 則

1 第4条、第5条第1号、第6条第1項、同条第4項、第7条第2項、第7条の2、第11条、第12条、第13条は、第14条の規定に基づき協定者の合意により改正されたものとする。

2 前項の改正された規定は、平成10年4月1日から施行する。

16-4 岐阜県防災ヘリコプター応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、岐阜県下の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、岐阜県が所有する防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本協定に基づき市町村等が航空機の応援を求めることができる地域は、市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、航空機の活動を必要と判断する場合に、岐阜県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 要請市町村等の消防力によっては、防ぎよが著しく困難と認められる場合
- (3) その他救急救助活動等において、航空機による活動が最も有効な場合

(応援要請の方法)

第5条 応援要請は、岐阜県総務部消防防災課防災航空係（以下「防災航空隊」という。）に、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
- (6) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認のうえ、防災航空隊を派遣するものとする。

2 前条の規定による要請に応ずることができない場合には、知事は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

3 知事は、派遣中の航空隊を復帰させるべき特別な事態が生じた場合には、要請市町村等の長と協議して派遣を中断することができる。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第7条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の職員（以下「航空隊員」という。）の指揮は、要請市町村等の長の定める災害現場の最高責任者が行うものとする。この場合において、航空機に搭乗している指揮者が航空機の運航に重大な支障があると認めるときは、その旨現場の最高責任者に通告するものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 応援要請に基づき航空隊員が消防活動に従事する場合には、要請市町村等の長から航空隊員を派遣している市町村等の長に対して、岐阜県広域消防相互応援協定（以下「応援協定」という。）第6条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第9条 この協定に基づく応援に要する運航経費は、岐阜県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、応援協定第10条の規定にかかわらず、岐阜県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、岐阜県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成6年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書、35通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印のうえ、各自それぞれ一通を所持する。

平成6年3月28日

岐阜県知事梶原拓 岐阜市長 多治見市長 中津川市長 瑞浪市長 羽島市長
恵那市長 土岐市長 各務原市長 養老町長 神岡町長 不破消防組合管理者
羽島郡消防事務組合管理者 本巣消防事務組合管理者 揖斐郡消防組合管理者 可茂
消防事務組合管理者 大垣消防組合管理者 中濃消防組合管理者 飛騨消防組合管理
者 郡上広域行政事務組合管理者 海津消防組合管理者 益田広域事務組合管理者
恵南消防組合管理者 山県消防組合管理者 恵北消防組合管理者 丹生川村長 清
見村長 荘川村長 白川村長 宮村長 久々野町長 朝日村長 高根村長
河合村長 宮川村長

16-5 岐阜県水道災害相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、自然災害、渇水、水道施設事故等の水道災害の発生により、正常な給水に支障を来した岐阜県内の水道事業を行う市町村又は県営水道用水供給事業者（以下「被災水道事業者等」という。）に対して、岐阜県内において水道事業を行う市町村及び県営水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）が岐阜県（以下「県」という。）の調整の下に行う相互応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(応援)

第2条 被災水道事業者等が、他の水道事業者等に応援を求めようとするときは、法令に特別の定めがある場合を除いて、原則として県に必要な措置を要請するものとする。

2 県は、被災水道事業者等から前項の要請があった場合は、応援に関する調整を行うとともに、他の水道事業者等に対して応援の要請を行うものとする。

3 被災水道事業者等が、県を通じずに直接他の水道事業者等に対し応援の要請を行った場合は、できる限りすみやかに県に報告するものとする。

4 応援の要請を受けた水道事業者等は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、おおむね次のとおりとする。

(1) 給水用資器材、応急復旧用資器材等の貸与又は提供

(2) 応急給水作業

(3) 応急復旧作業

2 前項第2号及び第3号の作業期間は、原則として7日以内とし、継続する場合は応援を受ける水道事業者等（以下「被応援水道事業者等」という。）、応援を実施する水道事業者等（以下「応援水道事業者等」という。）及び県の協議による。

(応援体制)

第4条 応援水道事業者等が派遣する職員（以下「応援職員」という。）は、必要に応じ必要な食糧、被服、資金等を携行するものとする。

2 応援職員は、応援水道事業者等の名前を表示する標識を着用するものとする。

(被応援体制)

第5条 被応援水道事業者等は、状況に応じ、応援職員の宿舎のあつせん等必要な便宜を供与するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要する経費については、法令に特段の定めがある場合を除き、次のとおりとする。

(1) 応急給水、応急復旧及び応急復旧用資材に要する経費は、被応援水道事業者等が負担する。

(2) 応援職員の人件費及び旅費は、応援水道事業者等が負担する。

(3) 応援職員が、応援に係る業務により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における災害補償は、応援水道事業者等の負担とする。

(4) 応援職員が応援に係る業務により第三者に損害を与えた場合においては、原則として、その損害が応援業務中に生じたものについては被応援水道事業者等が、被応援水道事業者等への往復途中に生じたものについては応援水道事業者等がその損害を賠償するものとする。

2 前項各号の定めにより難いときは、関係水道事業者等が協議して定めるものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

2 この協定に定めない事項については、前項により定める事項を除き、その都度協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成9年4月1日から施行する。

この協定の成立を証するため、水道事業者等を「甲」、とし、県を「乙」として、関係者記名押印の上、原本を乙が、写しを甲が保有する。

平成9年4月1日

16-6 可茂地区市町村消防団消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条の規定に基づき、美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町及び兼山町(以下「可茂地区市町村」という。)の消防団の消防相互応援について必要事項を定め、可茂地区市町村において災害が発生した場合、相互に応援を実施し効果的な活動と被害の軽減を図ることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定区域は、可茂地区市町村の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 協定の対象となる災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 林野、建築物、危険物施設等の火災
 - (2) 航空機、列車、バス事故等の集団的な救急救助を要する事故
 - (3) その他応援が必要とされる大規模な災害又は特殊な事故災害
- (応援の種別)

第4条 この協定による応援は、次のとおりとする。

- (1) 市町村の境界付近において発生した災害を覚知した場合、応援要請を待つことなく出動する応援
 - (2) 第3条に掲げる災害が発生した市町村(以下「受援市町村」という。)から応援要請に基づいて応援要請を受けた市町村(以下「応援市町村」という。)が出動する応援
- (応援要請の方法)

第5条 応援要請は、受援市町村の長又は消防団長(以下「受援市町村長等」という。)から応援市町村の長又は消防団長(以下「応援市町村長等」という。)に対し、消防団応援要請書(様式1号)をもって行なうものとする。

2 前項の規定にかかわらず急を要するときは、受援市町村長等は、次の事項を電話、又はファクシミリ等により応援を要請することができる。

- (1) 災害の種別、発生場所及び被害の状況
- (2) 必要とする出動隊の人員、車両、資機材
- (3) 出動隊の集結場所及び活動内容
- (4) その他必要な事項

3 応援市町村は、消防力に特に支障がない限り、出動するものとする。

4 各市町村は、あらかじめ応援可能な消防隊等を定めておくものとする。

5 応援要請を行なった受援市町村長等は、速やかにその旨を可茂消防事務組合に連絡するものとする。

(応援消防団の指揮)

第6条 応援市町村の消防団の指揮は、受援市町村の現場指揮本部の長が応援市町村の消防団の指揮の長を通じて行なうものとする。

(応援の中断又は中止)

第7条 応援市町村において災害等が生じた場合、又はその必要がなくなった場合は、応援市町村長等は、受援市町村長等と協議のうえ応援を中断、又は中止することができるものとする。

(経費の負担)

第8条 応援に要した経費については、原則として次の区分により負担するものとする。

- (1) 応援市町村の負担する経費
 - ア 出動手当等の人件費
 - イ 車両及び機械器具の燃料費(現地で補給したものは除く。)

- ウ 人員輸送費
 - エ 車両及び機械器具の小破損修理費
 - オ 公務災害補償費
 - カ 応援隊員が災害現場への往復途上において、第三者に損害を与えた場合の賠償費
- (2) 受援市町村の負担する経費
- ア 前号に定める以外の経費
- (3) 賞じゅつ金については、当該市町村において協議するものとする。
- (4) 経費の負担について、疑義ある場合は、その都度当該市町村において協議のうえ決めるものとする。
- (他協定との関係)

第9条 すでに市町村が、可茂地区市町村の間で締結している消防相互応援協定は、廃止するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、その都度関係市町村が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成11年5月1日から施行する。
- 2 この協定を証するため、各市町村長が記名押印のうえ本書一通を各市町村が保管するものとする。

平成11年4月30日

美濃加茂市長	川合	良樹
可児市長	山田	豊
坂祝町長	梅田	克己
富加町長	坂井	弘道
川辺町長	辻	武史
七宗町長	大矢	智廣
八百津町長	赤塚	新吾
白川町長	今井	良博
東白川村長	安江	啓次
御嵩町長	柳川	喜郎
兼山町長	渡辺	芳彦

16-7 災害時における相互応援盟約

白川町と笠松町は、それぞれの地域の特性を活かして友好を深め、理解と信頼のもとに、有事における相互応援体制を構築するなど、両町の一層の繁栄を期し、ここに災害時における相互応援盟約を結ぶ。

平成8年10月22日

	白川町長	田口久男
	笠松町長	岩田哲
立会者	可茂県事務所長	原敏

16-8 災害時における相互応援盟約に関する覚書

白川町長と笠松町長との間において、災害時における相互応援盟約の施行等に関し、次のとおり覚書を交換する。

(応援及び友好事業の種類)

第1条 白川町及び笠松町のいずれかの町域において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合において、被災町の要請に応える応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 平常の事務執行に必要な職員の派遣
- (2) 救援、救助その他応急復旧活動等に必要な職員等の派遣
- (3) 救援、救助その他応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) ボランティアの斡旋
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

2 平常時における友好に関する事業の種類は、次のとおりとする。

- (1) 教育文化、産業経済、観光、福祉その他の交流事業
- (2) 職員の共同研修事業
- (3) 前各号に掲げるもののほか盟約の施行に必要な事業
(応援要請の手続き)

第2条 前条第1項の規定による応援（以下「応援」という。）を要請する町（以下「要請町」という。）は、次に掲げる事項を可能な限り明らかにし、取りあえず電話等により要請するものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする職員等の職種、人数及び活動内容
- (3) 応援場所、集結場所等及びその場所への経路
- (4) 応援を必要とする期間
- (5) 必要とする物資等の品目及び数量
- (6) 前各号に掲げるもののほか特に希望する事項
(応援の実施)

第3条 応援の要請を受けた町（以下「応援町」という。）は、誠意をもってこれを実施するものとする。

(災害発生時における自主的活動)

第4条 甚大な被害が予想される災害発生時に、通信途絶等により被災町から第2条の要請がない場合、町は速やかにその被災状況について自主的に情報収集を行うものとし、その情報収集の結果、被害が甚大であると判断し、かつ、被災町と連絡ができない場合は、自主的に応援を行うことができる。

2 前項による応援については、第2条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

3 応援町は、災害直後、自主的な応援活動のための職員等を派遣する場合には、職員等が自ら消費または使用する物資等を携行させるよう努めるものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として要請町が負担する。

2 応援町の職員等が応援業務により負傷、疾病または死亡した場合における公務災害補償に要する経費は応援町の負担とする。

3 応援町の職員等が業務上により第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請町が、要請町への往復の途中において生じたものについては、応援町が賠償の責めを負う。

4 前3項に定めるもののほか、この覚書による応援活動に要する経費については、要請町及び応援町が協議して定める。

(連絡責任者の設置及び会議等の開催)

第6条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、次のとおり、連絡責任者を置くとともに、原則として年1回以上連絡責任者会議を開催し、資料及び情報の交換等を行うものとする。

(1) 白川町総務課長

(2) 笠松町総務課長

(体制の整備)

第7条 両町は、この覚書に基づき応援が円滑に行われるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

(防災訓練の参加)

第8条 両町は、この覚書に基づく応援が円滑に行われるよう、それぞれが行う防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

(友好事業の実施)

第9条 第1条第2項の規定による友好に関する事業の実施に関し必要な事項については、両町が協議して定めるものとする。

(その他)

第10条 この覚書の解釈に疑義を生じた場合及びこの覚書に定めがない事項については、両町が協議して定めるものとする。

上記覚書の交換を証するため、本書2通を作成し、各町長署名の上、各々1通を保有する。

平成8年10月22日

白川町長 田口久男
笠松町長 岩田哲

16-9 白川町建設防災支援隊による災害応援協力に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、白川町が定める地域防災計画等に基づき、被災者の救出及び社会基盤施設の応急復旧に関して、白川町(以下「甲」という。)が白川町内の建設業者(白川町建設工業会、以下「乙」という。)に応援協力を求めるにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(応援協力)

第2条 白川町の地域において、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、若しくは災害が発生する恐れがあり、甲が緊急に被災者の救出及び社会基盤施設の応急復旧を行う必要がある場合において、乙は、構成員により「建設防災支援隊」を組織して建設機材、資材、労力等を確保し、自主防災会、消防、警察その他行政機関等と有機的に連携し、次の各号に定める防災活動を実施するものとする。

(1) 建設防災支援隊により、被災現場に赴き、倒壊家屋等から被災者の救出を支援(以下「被災者救出支援」という。)すること。

(2) 社会基盤施設の災害の拡大を防止し、応急復旧(以下「施設応急復旧」という。)を行うこと。

2 乙は、迅速な被災者救出支援及び施設応急復旧を実施するため、予め乙の構成員による必要な体制の確保に努めるものとする。

3 前項に規定する被災者救出支援は、乙の状況の許す範囲において実施するものとする。

(応援要請の手続き等)

第3条 甲は、前条第1項に基づく災害が発生した場合、若しくは発生する恐れがある場合において、乙の応援協力が必要と認めた場合は、書面又は口頭で乙に応援協力を要請するものとする。

2 乙は、甲から応援要請を受けた場合は、現地の被害状況の確認を行い、甲の要請による被災者救出支援及び施設応急復旧を行うものとする。

3 乙は、甲から要請連絡が無い場合又は連絡が不能な場合、若しくは緊急に住民等から直接要請があった場合は、乙の判断において被災者救出支援及び施設応急復旧を行うものとする。

4 被災者救出支援及び施設応急復旧等が完了した場合、乙は甲に対して被災者救出支援及び施設応急復旧に係る開始時刻、場所、活動内容、終了時刻等を速やかに報告するものとする。

(連絡担当者)

第4条 甲及び乙は、予め、災害応援協力等に関する連絡担当者を定め、災害が発生した場合若しくは発生する恐れがある場合は、速やかに必要な情報を共有し、相互間の連絡を綿密にするものとする。

(経費の負担)

第5条 応援協力に関する経費は、甲が負担するものとする。

(その他)

第6条 この協定を実施するにあたり疑義が生じた場合、あるいは定めのない事項については、甲及び乙はその都度協議するものとする。

(適用)

第7条 この協定は、平成15年10月31日から適用する。

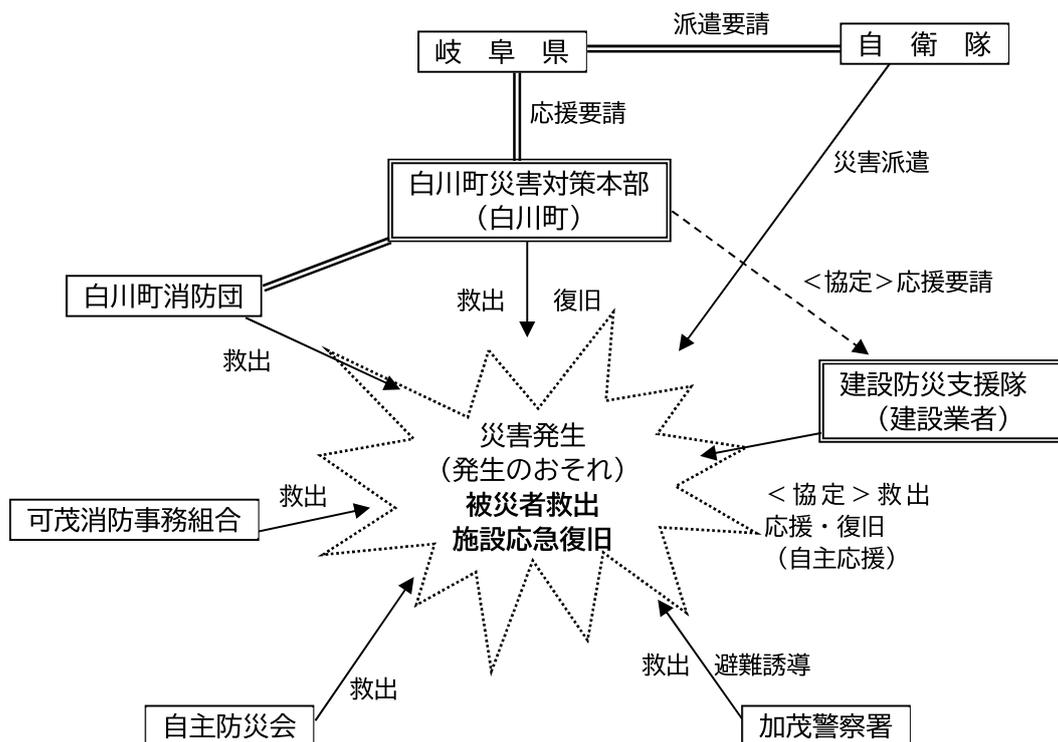
この協定の証として本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各自1通を保有する。

平成15年10月31日

甲 白 川 町 代表者 白川町長 今 井 良 博

乙 白川町建設工業会 代表者 会 長 安 江 建 一

白川町建設防災支援隊連携活動図



16-10 災害時における石油類燃料の供給に関する協定

白川町（以下「甲」という。）と岐阜県石油商業組合加茂支部（以下「乙」という。）とは、白川町内において地震、風水害、大火災、その他の原因による災害が発生した場合及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第2条第13号の規定による警戒宣言が発せられた場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して被災者及び避難者（以下「被災者等」という。）の救援活動を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 災害時において甲が石油類燃料を必要とするときは、甲は、乙に対して石油類燃料の供給について協力を要請することができる。

（協力義務）

第2条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、石油類燃料の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（運搬）

第3条 石油類燃料の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（費用）

第4条 前2条の規定により乙が供給した石油類燃料の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び費用は、乙又は乙の指定する者が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（引き渡し）

第5条 石油類燃料の引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、納品を確認の上引き取るものとする。

（価格高騰の防止）

第6条 乙は、災害時において石油類燃料の価格の高騰の防止に努めるものとする。

（防災意識の向上）

第7条 乙は、支部活動を通じて、日常的に石油類燃料の備蓄、緊急時対応設備の整備等組合員の防災意識の向上に努め、甲は、乙に対して必要な協力をを行うものとする。

（その他必要な支援）

第8条 この協定に定める事項のほか、被災者等の救援に関して必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害時の協力事項の発動）

第9条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が「白川町災害対策本部」を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協議）

第10条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し双方記名押印の上各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 岐阜県加茂郡白川町河岐715
白川町長 今井良博

乙 岐阜県石油商業組合加茂支部
代表者 加茂支部長 榊間 修

16-11 災害時におけるL Pガスの供給に関する協定

白川町（以下「甲」という。）と社団法人岐阜県エルピーガス協会可茂支部（以下「乙」という。）とは、白川町内において地震、風水害、大火災、その他の原因による災害が発生した場合及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第2条第13号の規定による警戒宣言が発せられた場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して被災者及び避難者（以下「被災者等」という。）の救援活動を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 災害時において甲がL Pガスを必要とするときは、甲は、乙に対してL Pガスの供給について協力を要請することができる。

（協力義務）

第2条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、L Pガスの優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（運搬）

第3条 L Pガスの運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（費用）

第4条 前2条の規定により乙が供給したL Pガスの対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び費用は、乙又は乙の指定する者が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（引き渡し）

第5条 L Pガスの引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、納品を確認の上引き取るものとする。

（価格高騰の防止）

第6条 乙は、災害時においてL Pガスの価格の高騰の防止に努めるものとする。

（防災意識の向上）

第7条 乙は、支部活動を通じて、日常的にL Pガスの備蓄、緊急時対応設備の整備等会員の防災意識の向上に努め、甲は、乙に対して必要な協力をを行うものとする。

（その他必要な支援）

第8条 この協定に定める事項のほか、被災者等の救援に関して必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害時の協力事項の発動）

第9条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が「白川町災害対策本部」を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協議）

第10条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し双方記名押印の上各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 岐阜県加茂郡白川町河岐715

白川町長 今井良博

乙 社団法人岐阜県エルピーガス協会可茂支部

代表者 可茂支部長 袴田房雄

16-12 アマチュア無線による災害時の情報伝達に関する協定

岐阜県（以下「県」と言う。）と社団法人日本アマチュア無線連盟岐阜県支部（以下「JARL 県支部」と言う。）は、大規模災害時における迅速、的確な情報の収集・伝達を行うため、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、県の行政区域及びその周辺で大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、JARL 県支部所属のアマチュア無線局が県に協力して、災害に関する情報の収集・伝達を行うために必要な事項を定める。

（災害）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に定めるものとする。

（ボランティア活動）

第3条 この協定に基づき行うアマチュア無線局の活動は、自己の郷土愛に基づくボランティア活動とする。

（要請）

第4条 県は、災害が発生し県防災行政無線回線、公衆通信回線その他の手段による通信連絡が困難又は不可能な場合で災害情報の収集・伝達上必要があると認める時は、JARL 県支部に対し、情報の収集・伝達について協力を要請することができる。

（情報の提供）

第5条 JARL 岐阜県支部所属のアマチュア無線局は、県から要請が無い場合でも、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と思われる災害関係情報を県に提供することができる。

（名簿）

第6条 JARL 県支部の長は、地区のリーダーとなるべきアマチュア無線局（以下「リーダーハム」という。）を市町村毎に指定し、毎年1回その名簿を県に提出するものとする。

（便宜供与）

第7条 県は、地区のリーダーハムから情報連絡用に設置するアマチュア無線局の設置場所の提供を求められた時は、これに協力するものとする。

（連絡系統等）

第8条 県とJARL 県支部との連絡系統は別途定める。

2 連絡に使用する通信回線は、原則として公衆通信回線とし、公衆通信回線が使用できない時、又はこれを使用することが著しく困難な場合は、アマチュア無線回線を使用して情報を伝達する。

（通信訓練）

第9条 県及びJARL 県支部は、非常時を想定した通信訓練を毎年1回行うものとする。

（その他）

第10条 この協定に疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項は、県とJARL 県支部が協議の上決定するものとする。

（適用）

第11条 この協定は平成9年2月24日から適用する。

以上のとおり協定した証として、この証書を2通作成し双方署名の上各自その1通を保有する。

平成9年2月24日

岐阜県知事

梶原 拓

社団法人日本アマチュア無線連盟

岐阜県支部長 平岡 鍊之助

16-13 災害時の歯科医療救護に関する協定書

白川町（以下「甲」という。）と一般社団法人加茂歯科医師会（以下「乙」という。）とは災害が発生した場合の歯科医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙の協力を得て行う歯科医療救護を円滑に実施することを目的とする。

（歯科医療救護計画）

第2条 乙は、歯科医療救護活動（以下「救護活動」という。）の円滑な実施を図るため、歯科医療救護班の編成及び派遣その他救護活動の実施に関する歯科医療救護計画を策定し、甲に提出するものとする。

2 乙は、歯科医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の歯科医療救護計画を甲に提出するものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第3条 甲は、救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し歯科医療救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請を受けた場合は、直ちに歯科医療救護計画に基づき歯科医療救護班を編成し、甲が定める救護所に派遣するものとする。

3 歯科医療救護班は、歯科医師及び歯科衛生士で編成する。

4 乙は、第1項の規定による要請がない場合であっても、緊急やむを得ない事情があると認めるときは、歯科医療救護班を派遣した後、甲に速やかに報告し、その承諾を得るものとする。

（歯科医療救護班に対する指揮）

第4条 歯科医療救護班に対する指揮命令及び救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第5条 乙が派遣する歯科医療救護班は、原則として甲が定める救護所において救護活動を行うものとする。

2 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科傷病者の治療優先度の選別
- (2) 歯科傷病者に対する応急処置及び必要な歯科医療
- (3) 第7条の收容歯科医療機関への転送の要否及び順位の決定
- (4) 救護活動の記録
- (5) 前各号に掲げるもののほか、救護活動に必要な事項

（歯科医療薬品等の供給）

第6条 乙が派遣する歯科救護班が使用する歯科医薬品等は、当該歯科医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

（收容歯科医療機関の指定）

第7条 乙は、甲が歯科傷病者を收容する歯科医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

（費用の弁償等）

第8条 甲の要請に基づき、乙が救護活動を実施した場合に要する次の経費は、乙が甲へ請求するものとする。

- (1) 歯科医療救護班を派遣したときに要した人件費及び諸経費
- (2) 歯科医療救護班が携行した歯科医薬品等を使用した場合の経費
- (3) 歯科医療救護班の救護活動に従事した者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡

した場合の災害補償

2 前項に定める費用弁償等の額については、実費弁償によるものを除くほか、甲、乙協議して決定するものとする。

(歯科医療事故発生時の処理方法等)

第9条 救護所等において救護活動の結果発生した歯科医療事故については、甲がその処理にあたるものとする。

2 前項に規定する場合において、当該歯科医療事故につき、乙が派遣した歯科医療救護班に従事した者(以下「丙」という)に、故意又は重大な過失がない限り、甲は、乙又は丙に対して求償しないものとする。

(実施細目)

第10条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施にあたって疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、平成26年3月18日から適用する。

白川町地域防災計画

【参考資料】

令和8年3月改訂

発行 白川町防災会議

編集 白川町総務課

〒509-1192

岐阜県加茂郡白川町河岐1705-2

TEL 0574-72-1311

FAX 0574-72-1317

URL <https://www.town.shirakawa.lg.jp>